

共に支え合う地域コミュニティづくり ～大津モデルの実現～

第3期 大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画



令和2年3月



大津町



社会福祉
法 人

大津町社会福祉協議会

はじめに

大津町は、平成 28 年熊本地震を経験し、住民の皆様は、避難行動や避難所での生活、家屋被害など、多くの苦難があったことと存じます。そのような状況の中、各地域では、安否確認や避難所運営など、地域一丸となった動きが多く見られました。行政の「公助」や住民個人の「自助」のみでは対応できないことがあり、改めて地域のつながりの中で助け合う「互助」の大切さを実感しました。そのためにも、地域住民がつながる体制を整えていく必要があります。

人口と高齢化については、町の人口ビジョンによりますと、今後も住宅地開発などにより、総人口は増加すると見込まれております。しかしながら、65 歳以上の高齢者割合は増加し、一方で現役世代は減少していく状況となっています。また、地域によっては、高齢化率が非常に高くなるなど、地域コミュニティの維持が難しい地域もでてきます。そのような状況の中、地域の皆様が協力し助け合う地域福祉の力がとても重要です。

国では、超少子高齢社会を背景に、高齢者、障がい児者、子どもなど、地域に住む全ての人が共に暮らしていける地域づくり、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進しています。他人ごとを「我が事」として捉え、地域全体を「丸ごと」受け止め、互いに支え合っていく仕組みをつくる必要があります。

町では、このような状況を踏まえ、福祉に関する総合的な計画となる「第3期大津町地域福祉計画」を策定しました。また、町社会福祉協議会が策定する「第3期大津町地域福祉活動計画」も一体的に策定し、地域福祉の施策と行動計画の両輪により、町の地域福祉を進めていきます。

本計画は、基本理念を「共に支え合う地域コミュニティづくり～大津モデルの実現～」といたしました。高齢者、障がい児者、子どもなど、みんなで参加する地域コミュニティ活動を更に推進し、地域のつながりを強化した町づくりを目指します。また、災害に備えた地域防災力向上のために、地域で見守り活動や避難活動ができるような体制づくりを目指します。そのために、地域住民、町、町社会福祉協議会、福祉関係団体などが力を出し合い、共に支え合いながら安心して楽しく暮らせる「大津モデル」の実現に向けて取り組んでまいります。

計画を推進するためには、住民の皆様や福祉関係団体の皆様と町及び町社会福祉協議会が協働する必要があると、これまで以上にご協力をお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたり、多くのご意見やご審議をいただきました「大津町地域福祉計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました住民の皆様や関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

大津町長
大津町社会福祉協議会会長

家 入 勲

第3期 大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画

もくじ

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定にあたって	2
(1) 地域福祉とは	2
(2) 計画の目的と位置づけ	3
(3) 「地域共生社会」の実現に向けて	4
3. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の役割と他計画との関連	5
(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画について	5
(2) 他計画との関連	6
4. 計画期間	7
5. 計画の策定体制	8
(1) 大津町地域福祉計画策定委員会	8
(2) まちづくり懇談会	8
(3) 住民アンケート調査	9
(4) 福祉関連事業所への意見聴取	9
(5) 第2期大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画の関係各課による事業評価	9
(6) パブリックコメント	9
第2章 現状把握と課題および今後の方向性	10
1. 大津町の現状	10
(1) 人口と高齢化	10
(2) 熊本地震の影響	11
2. 第2期大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画の達成状況と課題	12
(1) 第2期大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画の達成状況	12
① 地域での支え合い活動の推進	12
② 支え合いを担う人材とネットワークづくり	13
③ 行政・専門機関の一層の連携	14
(2) 第2期大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画の課題	15
3. まちづくり懇談会での検討結果	16
(1) 生活支援	17
(2) 安全	17
(3) 人材育成	18
(4) 環境	18
4. 住民アンケート調査結果	19
(1) アンケート調査の概要	19
(2) アンケート調査結果（福祉項目の設問を一部抜粋）	19
5. 福祉関連事業所への意見聴取結果	23

6. 第2期計画期間（平成27年～令和元年度）の全体まとめ	24
7. 第3期大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画に向けた方向性	26
（1）地域コミュニティ活動の推進による支え合い	26
（2）困りごとを抱える人たちへの支援	28
（3）地域での見守り活動の推進	31
第3章 計画の基本方針	32
1. 基本理念	32
2. 基本目標（計画の柱）	32
基本目標1 安心して暮らせる福祉のまちづくり	32
基本目標2 地域福祉を支える担い手づくり	34
基本目標3 互いに支え合う絆づくり	36
3. 大津町、社会福祉協議会、住民、事業所などの役割	38
第4章 計画の柱からの展開と施策の目標	40
1. 計画の柱からの展開	40
2. 施策毎の展開	42
基本目標1. 安心して暮らせる福祉のまちづくり	42
基本目標2. 地域福祉を支える担い手づくり	62
基本目標3. 互いに支え合う絆づくり	66
第5章 計画の進め方	72
1. 進行管理	72
2. 計画推進のPDCAサイクル	72
資料編	73
1. 近年の大津町の状況	73
（1）人口の状況	73
（2）世帯の状況	79
（3）支援を必要とする人たちの状況	82
資料：行政区状況	84

※「障がい」の表記について

熊本県では「障がい」の表記について、平成20年1月から法令、条例、規則や固有名称等を除き、「障がい」と一部ひらがな表記を行っています。本計画においても、法令等で用いられる場合を除き、「障がい」と表記します。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国では現在、少子化により総人口が減少する一方、平均寿命の伸長により高齢者が増加の一途をたどっています。加えて、価値観やライフスタイルの変化・多様化により、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、家族を含む他者との関わり方が変わり、孤立死や自殺、虐待、家庭内暴力、ひきこもり、子育て不安など、生活課題・福祉課題が多様化・複雑化しています。

一方で、福祉分野で活躍する従事者の成り手不足や、地域福祉分野において活躍が期待され、担い手となるような地域住民の次世代の育成が困難な状況にあります。このように、「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、さらには課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、「支える側」の力に頼るだけでは課題の解決が困難です。地域住民や関係団体、行政などが協力し、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、住民一人ひとりが支え合うことが大切です。

国は、高齢者や障がいのある人、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。さらに、「地域共生社会」の実現に向けて平成29年に社会福祉法を改正し、「地域福祉計画」を福祉の各分野の上位計画として位置付けるとともに、策定を努力義務とするなど、地域福祉の重要性を改めて示したところです。

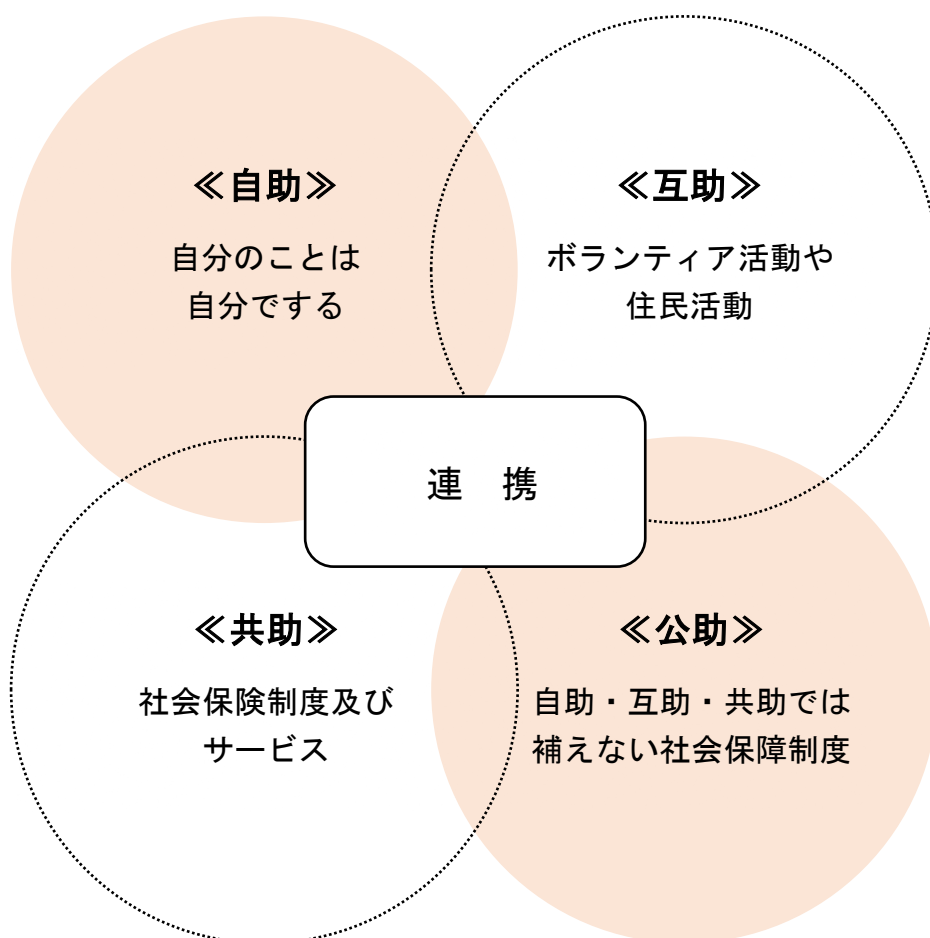
このような状況を踏まえ、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、町と社会福祉協議会の連携だけでなく、事業所、関係機関、住民などと協力しながら、大津町の地域福祉の推進を図っていきます。

2. 計画策定にあたって

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、身近な地域の中で、誰もが安心して暮らせるようにするために、地域の福祉資源（施設や人材など）を活用し、地域の状況・課題に応じて、地域で工夫し支え合う地域づくりのことです。

自らが行うことや家族・親族で助け合う「自助」、地域で支え合う「互助」、社会保険のような制度化された相互扶助である「共助」、「自助・互助・共助」では補えない社会保障制度である「公助」があり、それぞれを充実させるとともに、それぞれがお互いに補い合うことにより推進していく必要があります。そのためにも、公的な福祉制度と地域の支え合い、健康、生きがい、防犯・防災、外出支援、社会参加、地域貢献、世代間の交流、教育・文化、産業、人権の推進、生活環境整備などの幅広い分野と関連し、町、社会福祉協議会、関連事業所、地域住民などがそれぞれの役割を認識し、補い合い推進していくことが重要です。



（２）計画の目的と位置づけ

平成 21 年度～26 年度の 6 年間を計画期間とする「第 1 期地域福祉計画・地域福祉活動計画」の実践を踏まえ、町と社会福祉協議会では、平成 27 年度～平成 31 年度までを計画期間とする「第 2 期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

計画策定から 5 年を経過し、地域での現状を反映し計画の見直しを行います。

近年の、国および社会の動向として、平成 28 年には子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も全ての人々が、地域の困りごとを「我が事・丸ごと」と捉え、住み慣れた地域で、生きがいをもって暮らし、共に支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが始まりました。

また、平成 29 年の社会福祉法改正により、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めることとなりました。そのため、この計画は福祉関連計画の上位計画として、地域福祉の視点から横断的・総合的に定めるものです。なおこの計画では、地域福祉推進の方向性などを示すこととしており、各分野における施策は、それぞれの計画に基づき進めていくこととします。

社会福祉法改正（第 107 条）（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という）を策定するよう努めるものとする。

- （１）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （２）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （３）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （４）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （５）前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

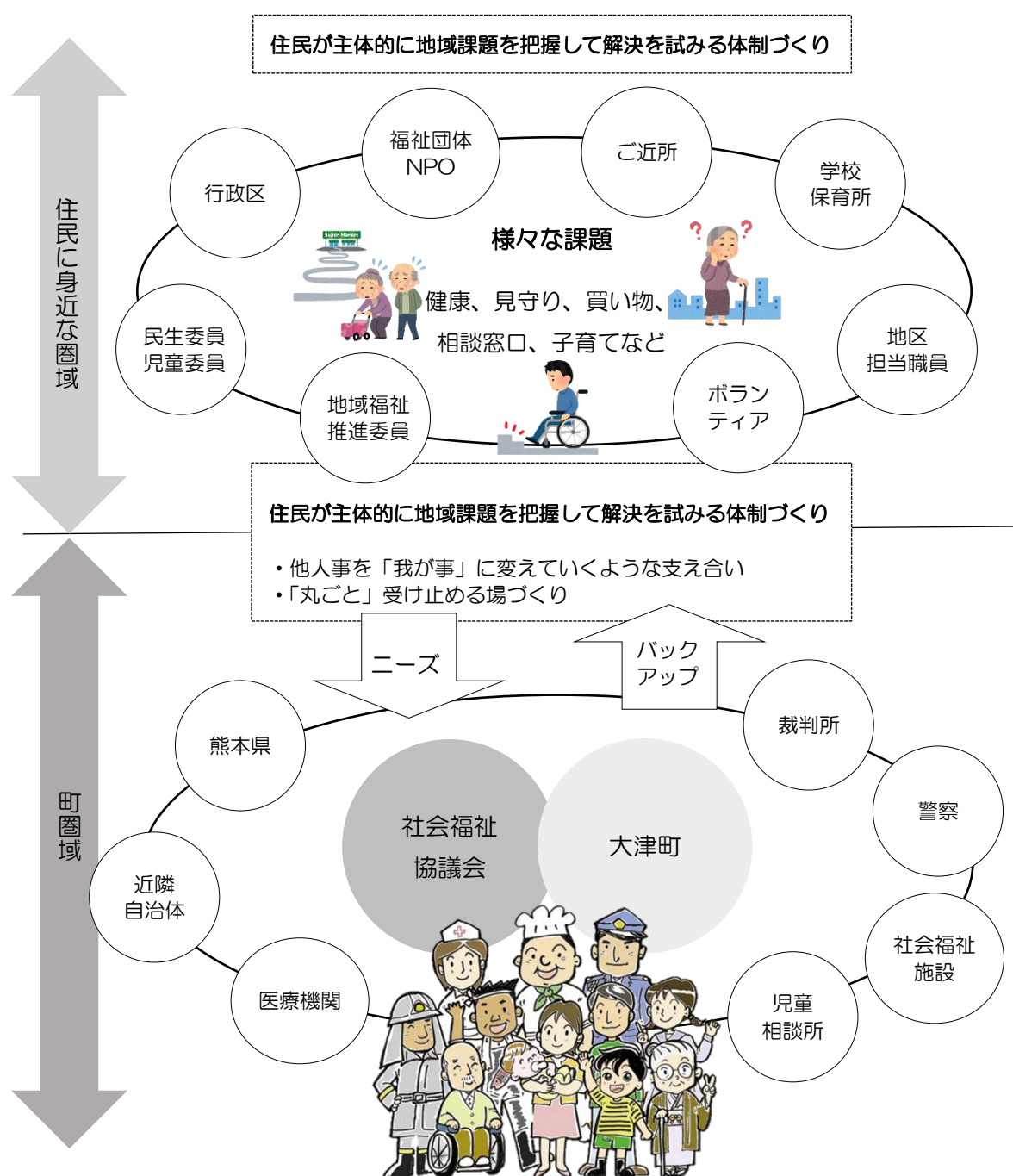
2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(3)「地域共生社会」の実現に向けて

超少子高齢、人口減少社会を背景とした社会・経済の存続が危惧される中、既存の高齢者介護や障がい者福祉サービスのあり方を大きく見直そうと、厚生労働省を主導に掲げられたのが「地域共生社会」の実現です。病気や障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らし続ける社会の創造を基本理念とし、住民一人一人の助け合いや課題解決を推進するための新しい枠組みが導入されます。

厚生労働省が目指す地域共生社会では、医療・介護・障がい福祉制度ごとに「縦割り」で整備された公的な支援体制を見直し、個人や世帯が抱える問題に包括的に対応する（＝「丸ごと」）支援体制へ転換することを掲げています。



3. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の役割と他計画との関連

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

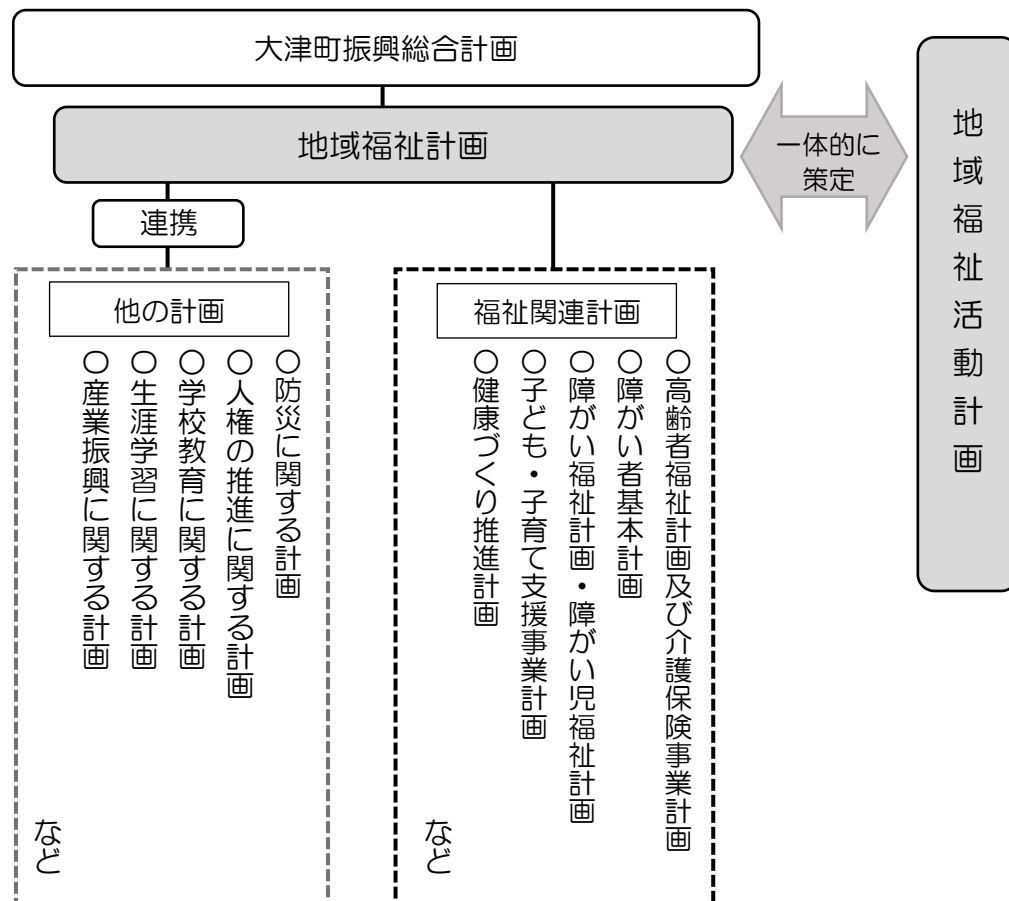
地域福祉計画は、町が地域住民などの連携に関する施策を盛り込んで作成したものです。それに対し、地域福祉活動計画は、地域住民などの中でも中心的な団体としての役割を担う社会福祉協議会が、その地域住民などとの活動に関する計画を作成したものです。

地域住民などの連携に関する施策「地域福祉計画」と地域住民などの活動に関する計画「地域福祉活動計画」は、同じ方向性で考えて動く必要があるため、一体的に策定します。

地域福祉計画 町が取り組む計画	一体的に策定 地域福祉活動計画 社会福祉協議会が取り組む計画
○地域福祉計画について (社会福祉法第 107 条 市町村地域福祉計画) 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 5 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項	○地域福祉活動計画について (全国社会福祉協議会地域福祉活動計画策定指針) 社会福祉協議会が呼びかけ、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。 ※社会福祉協議会の位置づけ 社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条により、「区域内において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、次の事業をする」(要約) 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 ⇒地域住民や事業所・団体などの中で、地域福祉を推進するにあたり中心的な役割を社会福祉協議会が担っている。

(2) 他計画との関連

本計画は、福祉に関する総合的な計画であるため、個別の福祉関連計画を地域福祉の視点でつなぐ役割を持ちます。また、幅広い分野にかかわることから、他の計画とも密接であり、各種調整・連携を行いながら計画を策定する必要があります。



4. 計画期間

本計画は、令和2年度から5年間を計画期間とし、高齢者、障がい者、子どもなどの福祉の各分野における施策を横断的・総合的に展開していくこととしています。

大津町振興総合計画										
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
第5次 大津町振興総合計画 (平成18年度～ 平成29年度)			第6次 大津町振興総合計画 (平成30年度～令和7年度)							

大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画										
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
第2期 大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画 (平成27年度～令和元年度)				第3期 大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画 (令和2年度～令和6年度)						

福祉関連計画											
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
			第7期大津町高齢者福祉 計画及び介護保険事業計画 (平成30年度～令和2年度)								
			第3期障がい者基本計画 (平成30年度～令和5年度)								
			第5期障がい福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画 (平成30年度～令和2年度)								
第1期子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度～令和元年度)					第2期子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)						
			大津町健康づくり推進計画（第三次） (令和元年度～令和5年度)								

5. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、住民参画の視点を重視し、様々な手法で住民の意識、意見、提案などを把握することに努めました。

(1) 大津町地域福祉計画策定委員会

学識経験者、福祉関係団体の関係者、住民の代表、行政関係職員などで構成した、大津町地域福祉計画策定委員会を設置し、計画策定に関し検討を行いました。



令和元年度第1回策定委員会の様子

(2) まちづくり懇談会

地域の意見を計画に反映することを目的に、小学校区ごとに「まちづくり懇談会」を開催しました。「地域の課題」を自助・互助・共助・公助による取り組みに分け、地域で何ができるのか、何が必要かを協議してもらいました。



（３）住民アンケート調査

住民の意見を計画に反映することを目的に、令和元年８月に住民 3,000 人に対してアンケート調査を実施しました。現在の福祉に対する満足度、今後期待される施策などの意見をいただきました。

（４）福祉関連事業所への意見聴取

福祉に直接携わる現場の意見を聴取するために、町内の福祉関連事業所（高齢者、障がい者、子ども）71カ所に対して意見聴取を実施しました。現在の課題や、今後の必要な施策などの意見をいただきました。

（５）第２期大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画の関係各課による事業評価

第２期計画の施策実施状況について、町の関係各課および社会福祉協議会による評価を行いました。

また、現在の課題や今後の必要な施策について協議を行いました。

（６）パブリックコメント

本計画は、令和２年１月２７日～令和２年２月２１日までの期間中、パブリックコメントを実施しました。



第2章 現状把握と課題および今後の方向性

1. 大津町の現状

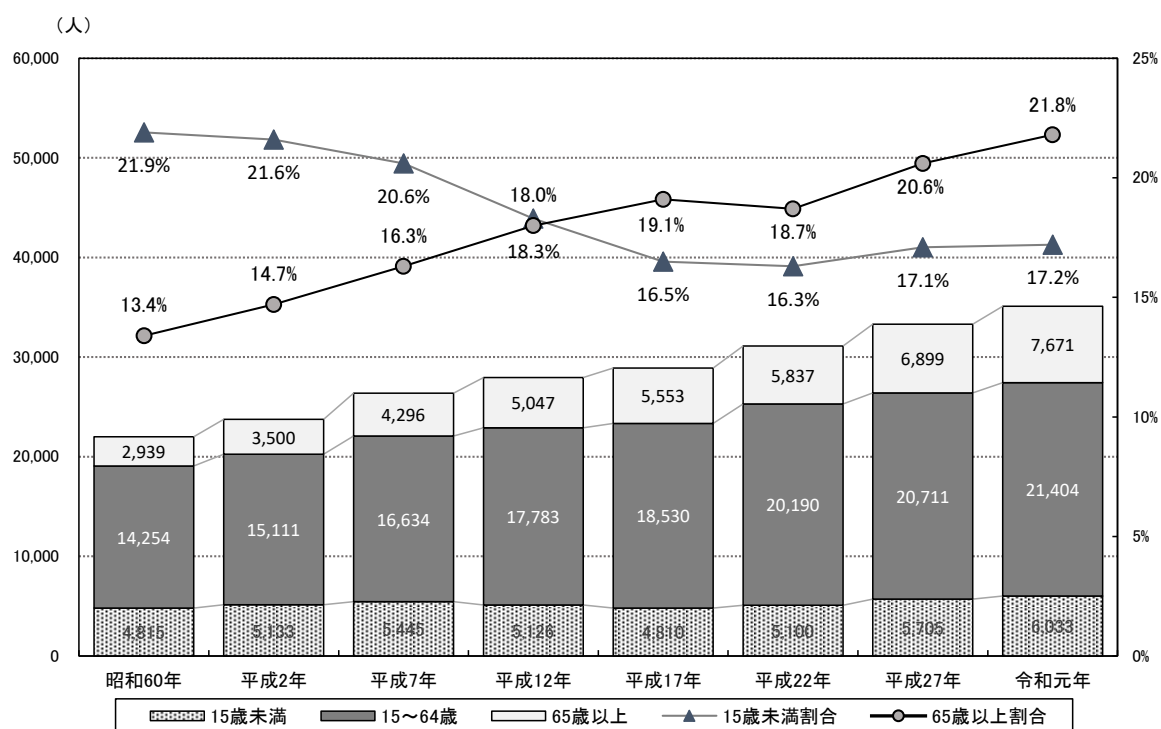
(1) 人口と高齢化

町の総人口は、住宅地開発などが進んでいることにより、増加しています。また、将来の人口推計も全ての年齢区分において増加傾向となっています。高齢化率については、増加を続けており、令和元年には 21.8% に上がっています。全国と比べると低い値ではありますが、行政区ごとにみると、中心部を除いた周辺部では高齢化が進んでおり高齢化率が 40% を超えている地区も多くあります（全 68 行政区中、30% 以上 40% 未満：14 行政区、40% 以上：22 行政区）。特に南部や北部の高齢化率が高くなっています。

世帯数についても増加する一方で、1 世帯当たりの人数は減少しており、高齢世帯の一人暮らしを始め、地域での見守りが重要となっています。

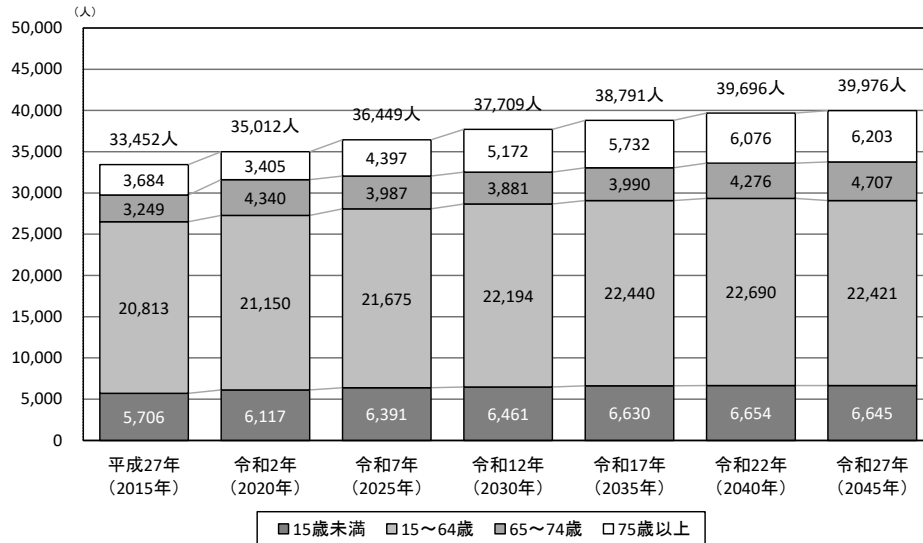
支援を必要とする人たちの状況として、要介護度別認定者数も増加傾向にあり、適切な支援がますます必要になってきていることが分かります。

【年齢区分別の人口の推移と高齢化率等の推移】



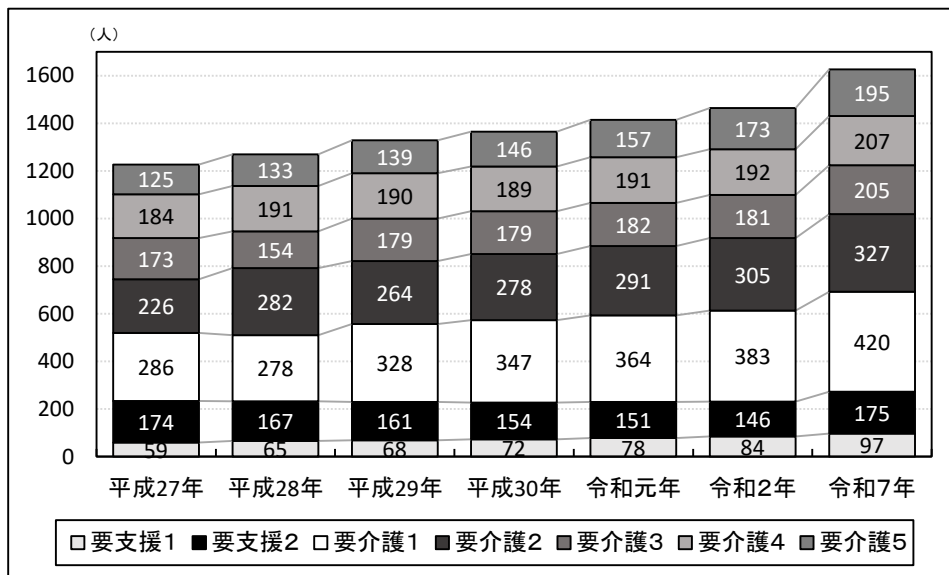
出典：国勢調査（昭和 60 年～平成 27 年）・住民基本台帳（令和元年）

【年齢区分別の将来人口の推移】



出典：大津町人口ビジョン（令和2年3月改定）

【要介護度別認定者数の推移及び将来推計】



出典：第7期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（令和元年度は6月末時点）

（２）熊本地震の影響

平成28年の熊本地震では、家屋被害、人的被害など多くの住民が被災し、これまで経験したことのない大災害となりました。被災した当時は、安否確認、食料確保、避難所運営など、行政の力だけでは対応できない部分を地域コミュニティの力で対応するなど、地域のつながりの大切さを改めて感じる事となりました。

「個人と地域のつながりを創り、育て、活かす」の復興テーマをもとに、自助・互助・共助・公助の連携により災害に強い地域づくりを目指し、復興に向けて町全体で取り組みを進めています。

2. 第2期大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画の達成状況と課題

(1) 第2期大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画の達成状況

第2期計画では、近隣でのコミュニティ活動に福祉の視点を加えて、誰もが心がほくほくと暖かくなるような支え合いの仕組みを充実させるために「ほりだしネットワーク」のキャッチフレーズのもと、「地域での支え合い活動の推進」「支え合いを担う人材とネットワークづくり」「行政・専門機関の一層の連携」の3本の柱に沿って目標を立て推進しました。

①地域での支え合い活動の推進

目標	達成状況			評価
コミュニティ活動の支援と連携（新規） 〈目標〉 関連事業実施地区 1 割増		平成27年3月	平成31年3月	○
	地域づくり活動支援事業	17地区	26地区	
	多面的機能支払事業	31地区	30地区	
	老人クラブ	38地区	24地区	
	自主防災組織	17地区	42地区	
	合計	103地区	122地区	
	地域づくり活動支援事業に取り組み新たに地域コミュニティ活動を行う地区が増加しています。 その他にも、元気大津づくり活動（水水）の取り組みは、約 1.5 倍に増加しています。			
小地域福祉活動事業 〈目標〉 1 年 1 地区増の 20 地区		平成27年3月	平成31年3月	△
	小地域福祉活動推進地区・小地域福祉活動実施地区	14地区	17地区	
地域福祉推進委員 〈目標〉全行政区での配置		平成27年3月	平成31年3月	△
	地域福祉推進委員	46/68行政区	43/68行政区	
防災見守りマップの作成・自主防災 〈目標〉マップ作成 15 地区（自主防災組織地区）	現在防災見守りマップを作成している地区は3地区となっています。 関連事業などの状況としては、避難経路や避難所を記した「防災マップ」（ハザードマップ）は作成済みです。			△
ふれあいサロン活動・介護予防ミニデイ活動 〈目標〉実施地区 40 地区	ミニデイが 25 地区、サロンが 11 地区の合計 33 地区となっています。			△
福祉健康学習活動 〈目標〉 出前講座を 25 地区で 140 回実施	出前講座を 493 回実施しました。内容としては、「健康」「介護予防」「食育」などの講座を実施、推進しています。			○

○：目標達成、△：目標未達成、×：未実施

② 支え合いを担う人材とネットワークづくり

目標	達成状況	評価
地域福祉の広報・福祉情報の伝達 〈目標〉 年2回実施 (小学校区ごとに実施)	地域福祉推進懇談会を年間2回実施し、行政区長、民生委員児童委員、地域福祉推進委員に対して、地域福祉の広報・福祉情報の伝達を行いました。	○
地域での子育て支援 〈目標〉 <u>子育て支援関係団体と協働</u>	子育て支援センターを拠点とし、交流の場や情報提供などを行いました。また、子育てサポート事業では会員のニーズに応えた預かり支援を行い、病後児保育も実施しました。	○
障がいへの理解の促進(地域共生) 〈目標〉 <u>障がい者支援関係団体と協働</u>	相談支援事業所連携会議及び就労支援事業所連携会議を実施しました。障がい福祉のニーズを把握し、必要な支援についての協議を行いました。	△
福祉関係者交流 〈目標〉 <u>NPOなどとの連絡会の設置</u>	福祉に関する分野別では団体・関係者との交流はありますが、分野を越えた福祉関係者との交流は実施できていません。	×
ボランティア育成 〈目標〉 <u>活動者数 4,000 名</u>	ボランティア活動を行った人は延べ 13,407 人となっています。 熊本地震を機にボランティアに関心のある人が増えてきました。	○
住民参加型生活支援サービス 〈目標〉 <u>サポーター数 50 人</u>	まごころ生活支援事業のシルバー会員 15 人、生活支援サポーター養成講座受講者は 16 人となっています。	△
災害ボランティア 〈目標〉 <u>訓練の実施 年 1 回</u>	町防災訓練に合わせて年 1 回訓練を実施しています。 平成 28 年熊本地震時には災害ボランティアセンターの運営を行いました。 (熊本地震のボランティア数：延 3,947 人)	○

○：目標達成、△：目標未達成、×：未実施

③行政・専門機関の一層の連携

目標	達成状況	評価
地域包括ケアへの 地域福祉としての役割 〈目標〉 <u>在宅支援の充実</u>	在宅医療・介護について、健康な時から知るきっかけづくりとして、介護予防健診や出前講座、セミナーなどを通じて住民向けに周知啓発に取り組みました	△
生活困窮者など複合的課題への対応 (総合相談・総合対応) 〈目標〉 <u>相談窓口の設置</u>	令和元年 6 月「くらしの相談窓口」を設置しました。相談者が抱える複合的な相談に対して、一括して相談を受け、支援する関係機関と連携を行いました。 社会福祉協議会では、生活困窮者等自立相談支援事業への取り組みを始めました。	○
健康づくりと生涯学習の 連携 〈目標〉 <u>ほりだし体操の普及</u>	ミニデイによる「ほりだし体操」、通いの場による「いきいき百歳体操」を実施しました。ミニデイが 25 地区、通いの場が 13 団体の実施となっています。	○
災害時避難行動要支援者 支援計画との連携 〈目標〉 <u>登録 2,500 人</u>	町と社会福祉協議会が連携し、支援計画を地域の防災活動で活用してもらう取り組みを行いました。 登録者数：1703 人	△
ユニバーサルデザインの 推進 〈目標〉 <u>公民館改修時の助言など</u>	公共施設など建て替え時に、バリアフリーの観点から助言を行いました。	○
移動手段の確保 〈目標〉 <u>買い物支援の開発</u>	買い物・外出支援については、乗り合いタクシーの対象範囲を拡充させ、利用が可能な地域を広げました。	△

○：目標達成、△：目標未達成、×：未実施

(2) 第2期大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画の課題

第2期計画の評価を行ったところ、課題として、必要な情報の周知、関係機関などとの連携、防災力の向上などが上げられました。また、第3期計画で盛り込むべき事項についても整理しました。

【第2期計画の課題と第3期計画で盛り込むべき事項について】

計画の柱	項目	課題	
地域での 支え合い活動の 推進	・コミュニティ活動の支援と連携	■周知・広報	■関係機関の連携
	・小地域福祉活動事業	■周知・広報	■人材不足
	・地域福祉推進委員	■周知・広報	■関係機関の連携
	・防災見守りマップの作成・自主防災	■防災見守りマップ ■人材育成	■防災組織 ■周知・広報
	・ふれあいサロン活動・介護予防型ミニデイ活動	■ミニデイ・通いの場 ■人材育成	■人材不足 ■周知・広報
	・福祉健康学習活動	■人材不足 ■関係機関の連携	■人材育成
支え合いを担う 人材とネットワーク づくり	・地域福祉の広報・福祉情報の伝達	■周知・広報	■関係機関の連携
	・地域での子育て支援	■周知・広報 ■児童虐待防止	■関係機関の連携 ■子どもの貧困対策
	・障がいへの理解の促進（地域共生）	■関係機関の連携 ■成年後見人の推進	■周知・広報 ■当事者の声の発信
	・福祉関係者交流	■関係機関の連携	
	・ボランティア育成	■周知・広報 ■人材育成	■関係機関の連携
	・住民参加型生活支援サービス	■周知・広報	■関係機関の連携
	・災害ボランティア	■人員配置 ■関係機関の連携	■運営体制
行政・専門機関の 一層の連携に 関して	・地域包括ケアへの地域福祉としての役割	■周知・広報 ■運営体制 ■ひきこもり	■関係機関の連携 ■成年後見人の推進 ■自殺防止
	・生活困窮者等複合的課題への対応（総合相談・総合対応）	■総合相談窓口 ■運営体制	■関係機関の連携
	・健康づくりと生涯学習の連携	■人材不足 ■人員配置	■関係機関の連携 ■ミニデイ・通いの場
	・災害時避難行動要支援者支援計画との連携	■人材不足	■運営体制
	・ユニバーサルデザイン推進	■周知・広報	■関係機関の連携
	・移動手段の確保	■移動手段	■関係機関の連携

課題の内容

<周知・広報>

→地域の一人ひとりの取り組みへの理解を深める

<ミニデイ・通いの場>

→活動の継続を目指す

<人材不足>

→活動の核となる人材の確保

<人材育成>

→活動の核となる人材の育成

<防災組織>

→より実践的な活動の実施

<防災見守りマップ>

→作成のガイドライン等を整備

<総合相談窓口>

→相談内容ごとに各課に振り分ける総合的な相談窓口の検討

<関係機関の連携>

→横のつながりの強化

<当事者の声の発信>

→障がいに関する当事者の声を発信する仕組み作り

<人員配置>

→円滑に活動するための仕組み作り

<運営体制>

→円滑に活動するための仕組み作り

<移動手段>

→移動手段の確保に関するニーズの把握

第3期計画にも盛り込むべき項目

<虐待防止> 虐待に至らないように地域で見守り・支え合うコミュニティの構築。

<子どもの貧困対策> 「子ども食堂」などの取り組みの検討。

<成年後見人の推進> 判断の出来ない人の権利を守るために制度の周知活動などを強化。

<ひきこもり> 早期対策がとれるような見守り体制の強化と関係機関との連携。

<自殺防止> 地域での関係機関と連携したネットワークづくりを強化。

3. まちづくり懇談会での検討結果

令和元年度に各小学校区単位で行政区長、民生委員児童委員、地域福祉推進委員、PTA、地区担当職員により懇談会を実施しました。この懇談会では、地域の課題を広く話し合ってもらい、その課題に対して、どのように解決していくかをテーマに検討を行いました。その結果、約 700 件の課題が出され、大きく分けて4つの課題（生活支援、安全、人材育成、環境）が見えてきました。

なお、懇談会では、地域のつながりが希薄であったり、高齢化のために活動が厳しい地域もあるなど、コミュニティづくりを始めるうえで必要となる根本的な課題も見えてきました。



令和元年度第2回まちづくり懇談会の様子

(1) 生活支援

生活支援については、「高齢で買い物に行けない」「免許返納後の生活に不安」などの移動手段に関する不安があげられました。解決策として「家族で支え合う」や「移動販売車を利用する」などの意見が出ています。

課題	解決策
高齢で買い物に行けない	★家族間で協力 ☆移動販売車に来てもらう
一人暮らしの安否確認ができていない	★地区で連携して把握・支援 ☆緊急通報システムの周知
免許返納後の生活が心配（外に出なくなる）	★ミニデイなどを活用した外出促進 ☆外出支援サービスの利便性の向上
子どもの挨拶がなく交流が少ない	★大人が模範となって挨拶をする

※★：自分たち（地区）でできること ☆：他の力（役場や企業）が必要なこと

(2) 安全

安全については、「道路の危険箇所」「交通マナーが悪い」「要支援者情報を使った連携が不十分」などの道路・交通関係や要支援者の対応に関する課題があげられました。解決策として「地域で危険箇所を描いたマップの作成」や「住民同士のつながりの強化」などの意見が出ています。

課題	解決策
時間によっては通学路の登下校で危険な箇所がある	★危険箇所を把握するためのマップを作る ☆通学路の整備
要支援者の情報がない	★住民同士のつながりを強化する ☆役場に相談する
交通マナーが悪い	★一人ひとりの意識改革 ☆広報で啓発を行う
防犯灯がなく暗い箇所がある	☆街灯ＬＥＤ化と増設

※★：自分たち（地区）でできること ☆：他の力（役場や企業）が必要なこと

（３）人材育成

人材育成については、「役員のなり手がいない」「区の活動が活発でない」「集まる場所がない」などの地域活動などの活性化のための人手や場所に関する課題があげられました。解決策として「住民同士が楽しめるイベントの開催」や「空家の再利用」などの意見が出ています。

課題	解決策
役員のなり手がいない	★誘い方を工夫し、役員になってもらう ☆年齢制限制度の撤廃
区の活動が活発でない	★活発な地域の状況を把握する
アパートの住民と地域との交流がない	★地域の住民同士が楽しめるイベント開催
集まる場所がない	★空家を集会場として再利用 ☆民間からの提供

※★：自分たち（地区）でできること ☆：他の力（役場や企業）が必要なこと

（４）環境

環境については、「空家が増えている」「空地・空家の所有者が分からない」「ごみの分別ができていない」などの空家の増加による管理状況、ごみ分別などに対するマナー不足に関する課題があげられました。解決策として「空家の有効活用」や「分かりやすいごみ出し方法の周知」などの意見が出ています。

課題	解決策
空家が増えている	★できる限り個人で管理する ☆空家に住む人を増やす（補助金を出す）
空家・空地の所有者が分からない	★地区で有効活用（集会所など）
ごみの分別ができてない	★わかりやすい案内看板の作成（外国人にも分かりやすく）
野良猫の餌付け	★餌付けへのマナー周知

※★：自分たち（地区）でできること ☆：他の力（役場や企業）が必要なこと

4. 住民アンケート調査結果

毎年実施している住民アンケートにおいて、地域福祉に関連する内容のアンケートを実施しました。

(1) アンケート調査の概要

調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和元年8月5日（月）から令和元年8月23日（金）まで
対象者	大津町在住の18歳以上の男女
配布数	3,000 件
回収数	819 件
回収率	27.3%

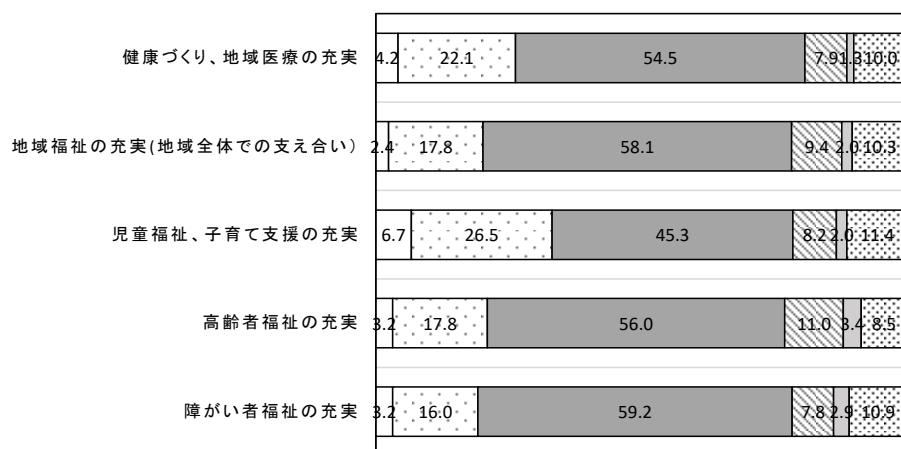
(2) アンケート調査結果（福祉項目の設問を一部抜粋）

①現状の満足度について

大津町が行っている福祉・保健・医療の分野の取り組みについて、どの程度満足しているかという質問に対しては、「児童福祉、子育て支援の充実」（33.2%）に関する満足度が高い評価となりました。しかしながら、「地域福祉の充実」「高齢者福祉の充実」「障がい者福祉の充実」については、不満に思っている住民もおられ、更に充実させる必要があります。

【現状の満足度】

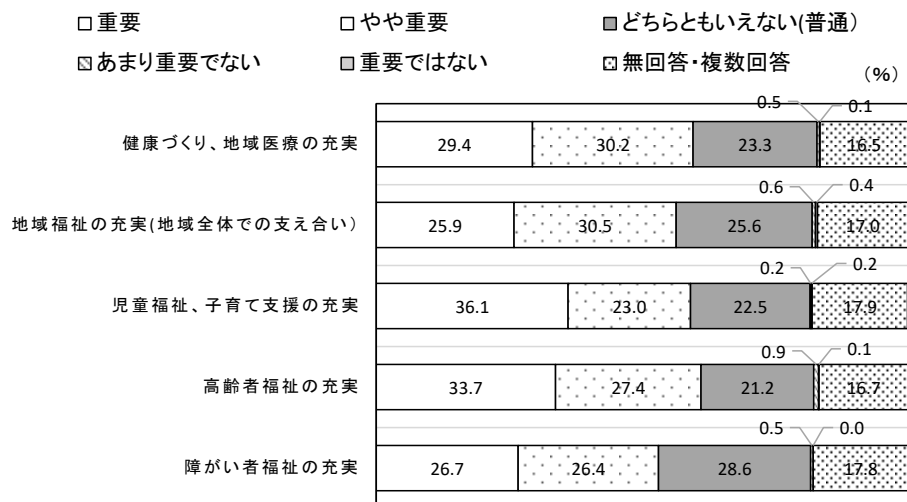
□満足 □やや満足 ■どちらともいえない(普通) ▨やや不満 □不満 □無回答 (%)



②今後の重要度について

今後、大津町が行っていく福祉・保健・医療の分野の取り組みについての重要度に関する質問に対しては、「高齢者福祉の充実」(61.1%)を上げた割合が特に高く、その他の項目についても、住民の半数を超える割合になっています。

【今後の重要度】

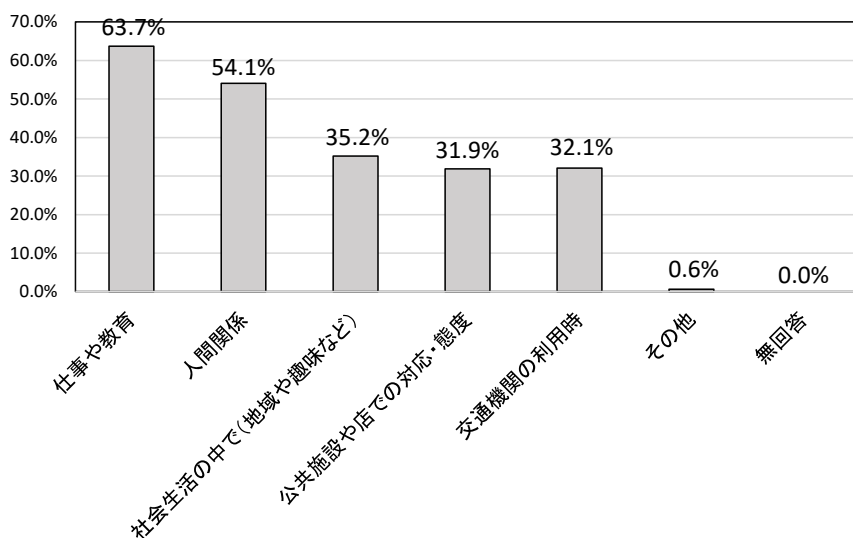


③障がいへの差別・支援について

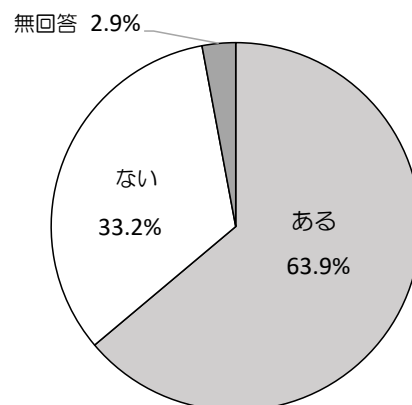
地域社会の中で、障がいがあることを理由とする差別があるかという質問に対しては、「ある」(63.9%)と答えた割合が6割強となっています。

また「ある」と答えた人に、どのような時に差別があると感じるかを質問したところ、「仕事や教育」(63.7%)が最も多く、次いで「人間関係」(54.1%)、「社会生活の中で(地域や趣味など)」(35.2%)となっています。

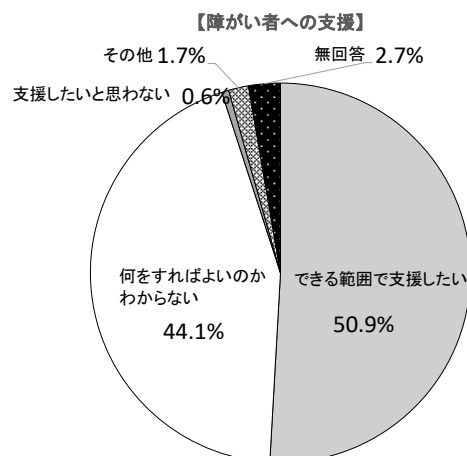
【差別があると感じるとき】



【障がいへの差別】

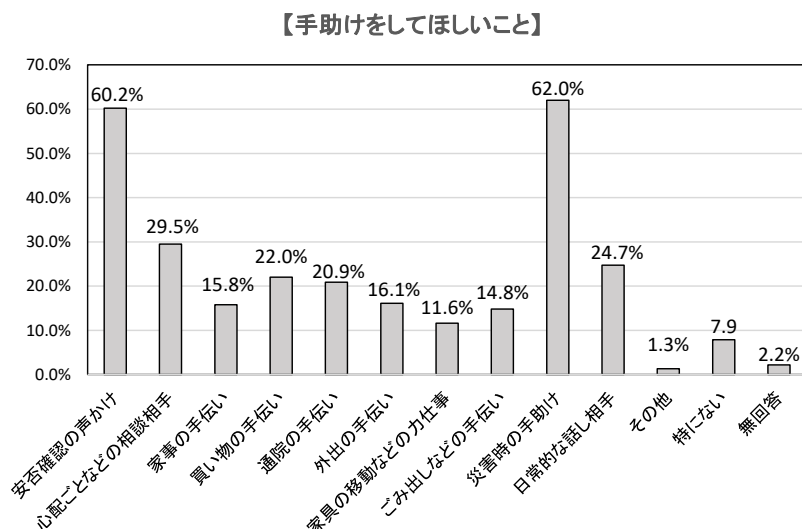


障がいのある人への支援についての質問では、「できる範囲で支援したい」(50.9%)が最も多い一方で、住民の4割強の人が「支援をしたいが何をすればいいかわからない(その余裕がない)」(44.1%)と回答しています。

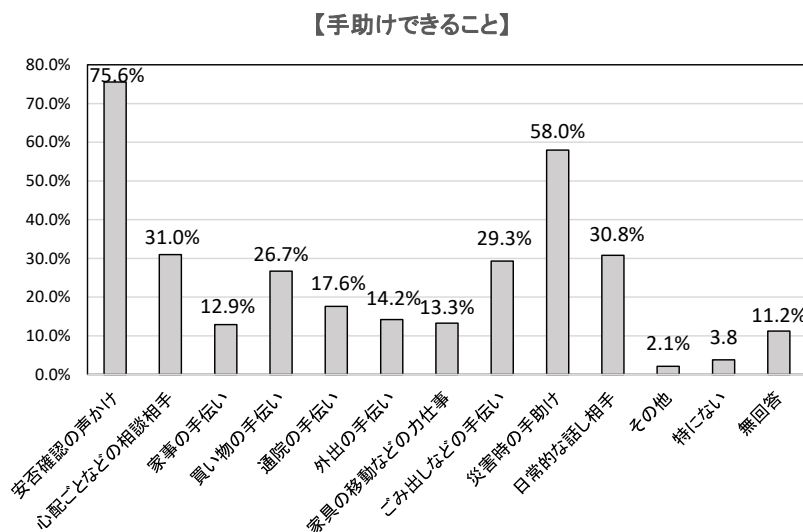


④手助けについて

地域の人たちに、どのような手助けをしてもらいたいという質問に対しては、「災害時の手助け」(62.0%)が最も多く、次いで「安否確認の声かけ」(60.2%)、「心配ごとなどの相談相手」(29.5%)となっています。



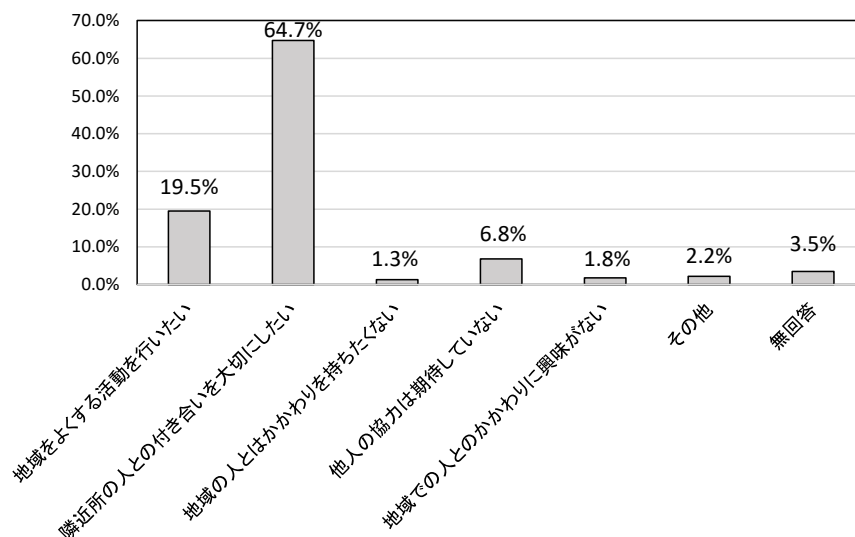
また、自分ができる手助けについては、「安否確認の声かけ」(75.6%)が最も多く、次いで「災害時の手助け」(58.0%)、「心配ごとなどの相談相手」(31.0%)となっています。



⑤人と人とのかわりについて

地域での人と人とのかわりについての考えを聞く質問に対しては、「隣近所の人との付き合いは大切にしたい」(64.7%)が最も多く、次いで「地域をよくする活動をみんなで協力し合っていきたい」(19.5%)となっており、住民の8割強が、人と人とのかわり合いを大切にしています。

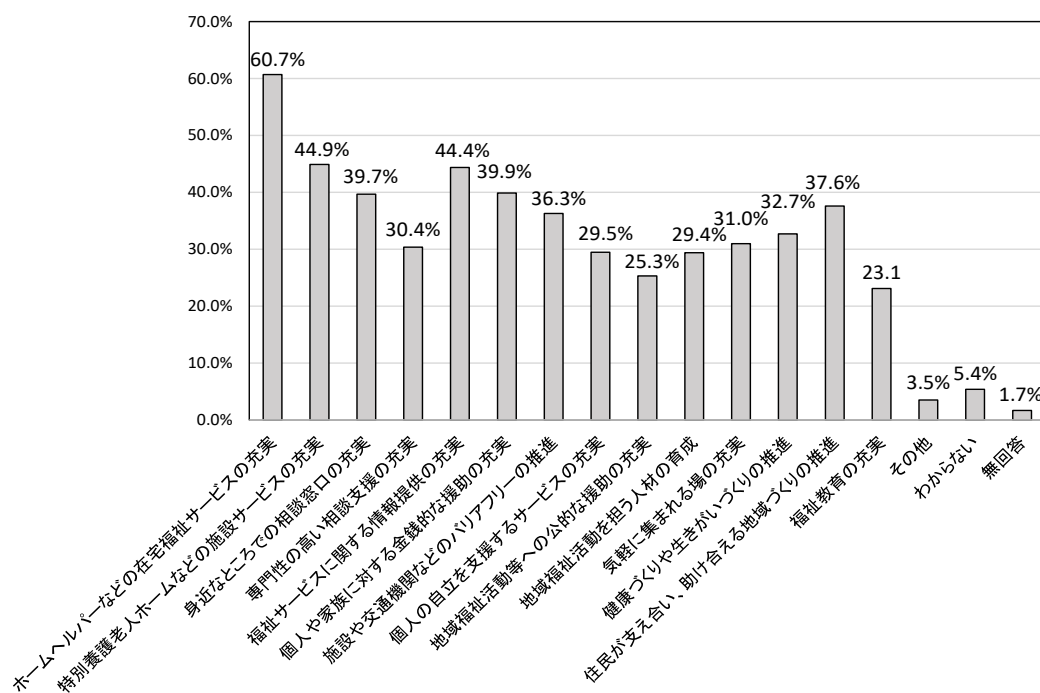
【人と人とのかわりについて】



⑥安心して暮らしていくために必要なことについて

住み慣れた地域で暮らしていくために必要なことに対しては、「ホームヘルパーやデイサービスなどの在宅福祉サービスの充実」(60.7%)が最も多く、次いで「特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実」(44.9%)、「福祉や介護、子育てのサービスに関する情報提供の充実」(44.4%)となっています。

【安心して暮らしていくために】



5. 福祉関連事業所への意見聴取結果

福祉に直接携わる現場の意見を聴取するために、町内の福祉関連事業所（高齢者、障がい者、子ども）71カ所に対して意見聴取を実施し、現在の課題や今後の必要な施策などの意見をいただきました。

高齢者の福祉関連事業者からのご意見（一部抜粋）
介護保険の対象にならない人、要支援にならない人の困りごとの聞き取りが必要。
事業所と町、社会福祉協議会との連絡方法を検討してもらいたい。Web ネットワークづくり、情報提供など。
町、社会福祉協議会、福祉関連事業所、地域住民の役割について明確化してもらいたい。
タクシー券や乗り合いタクシーの利用制限があり使いづらい。
バス路線が限定されているため、特に縦方向の移動手段がなく、免許返納ができない。
高齢者、認知症の方が通える集いの場や、作業・就労ができる活動の場が必要。

障がい者の福祉関連事業者からのご意見（一部抜粋）
社協の取り組みは、高齢者に向けたサービスが多いように思われる。
社会のニーズに応じた柔軟な対応が必要。「ニーズに応じて形を変えていける」という文言を入れてもらいたい。
「福祉の町大津」を目指し、プロジェクトチームを作って改革を図ってもらいたい（大津町の福祉が遅れている）。
知的・身体・精神などの施設利用者が必要なサービスが受けられるような共生社会の段階的な取り組み。
地域の行事などにも積極的に参加できるような環境調整。
専門性のある人材確保（ヘルパーなど）、相談員の養成。
障がい児者対応のボランティア確保、養成。
専門性のある人や福祉事業所間での連携、連絡協議会などの整備。
基幹相談支援センターの整備。

子どもの福祉関連事業者からのご意見（一部抜粋）
道路の安全について、町や警察との連携をとってもらいたい（子供たちの安全な環境づくり）。
8050 問題や、40 歳以上のひきこもり、児童虐待など、福祉の分野をまたいで支援を必要とするケースや世代をまたぐ問題など、課題が複雑化している。負の連鎖を止めるために、行政・福祉関係機関の情報交換や協力体制の構築が求められる。
不登校の子ども、その保護者への取り組み強化（相談体制など）。
発達障がいを抱える子どもの保護者サポートと早期療育の取り組み。
人材の確保。

6. 第2期計画期間（平成27年～令和元年度）の全体まとめ

第2期大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画では、キャッチフレーズを「ほりだしネットワーク」として、①地域での支え合い活動の推進、②支え合いを担う人材とネットワークづくり、③行政・専門機関の一層の連携に関する3つの柱を軸に計画を推進してきました。

第2期計画期間中である平成27年度から令和元年度にかけての取り組みの主な成果は「まちづくり懇談会」の実施、地域における自主防災活動への取り組み推進、地区担当職員制度を活用した「4者協議（行政区長、民生委員児童委員、地域福祉推進委員、地区担当職員による協議）」などがあげられます。これにより、住民の地域福祉に関する意識向上につなげることや、地域の声を吸い上げること、仕組みを作ることができました。

【 主な成果 】

取り組み	内容
まちづくり懇談会	小学校区ごとに「まちづくり懇談会」を開催しました。「地域の課題」を自助・互助・共助・公助による取り組みに分け、地域で何ができるのか、何が必要かを協議してもらうことができました。
地域での自主防災活動の取り組み推進	中島区では「みんなの避難計画」を作成し、地域での自主防災への意識向上につなげることができました。
地区担当職員制度	地域と行政のパイプ役として位置付け、地域の問題解決や情報提供を行います。まちづくり懇談会を通して、行政区長などとのつながりの強化を行うことができました。

①地域での支え合い活動の推進

地域での支え合い活動の推進では、小地域活動事業に加え、地域コミュニティ活動全般のなかで地域支え合いが深められるよう住民活動の支援を行うことを目標として取り組みを行いました。

取り組み内容としては、コミュニティ活動の支援と連携として関連事業実施地区を103地区から122地区へと約1.5倍増加や、福祉健康学習活動において出前講座を493回行うことができました。

防災見守りマップの作成・自主防災の推進においては、地域における自主防災活動の先駆けとして中島区の「みんなの避難計画」が作成され、自主防災への意識向上につなげることができました。この取り組みを機に、その他の地域でも普及させていく必要があります。また、ふれあいサロン活動・介護予防型ミニデイ活動において、活動の核となる人材の不足で活動の継続が危ぶまれる地域もあり、人材の確保及び、取り組みの継続や拡大を行っていく必要があります。

その他にも、地域によっては高齢化が進んでいる地域もあれば、コミュニティの構築が難しい地域もあります。地域の課題は様々であり、地域のみで課題を解決することが難しいところもあります。このような地域については、周辺地域と連携して支え合う仕組みづくりの構築も必要です。

②支え合いを担う人材とネットワークづくり

支え合いを担う人材とネットワークづくりでは、福祉の意識づくり、人材育成を進めると、さらに、人材や福祉関係者のネットワークづくりを進め新しい福祉サービスにつなげていくことを目標とし取り組みを行いました。

取り組み内容としては、まちづくり懇談会を開催し、地域での課題について地域の住民に協議してもらう場を持つことができました。地区担当職員制度も、まちづくり懇談会を通して、地域の人に認知していただき、行政と地域のつながりの強化を推進することができました。また、災害ボランティアについては、熊本地震発生時に、安否確認、食料確保、避難所運営を行うなど、地域のコミュニティ力を実際に発揮することができました。

しかし、福祉関連団体との連携については、福祉に関する分野別では団体・関係者との交流はありますが、分野を超えた福祉関係者との交流は実施できませんでしたので、課題が残る結果となりました。

今後も地域の福祉活動を推進するためにも、まちづくり懇談会等を継続的に行っていき、住民の地域福祉活動への意識をもってもらう必要があります。

③行政・専門機関の一層の連携

行政・専門機関の一層の連携では、町の関係課や社会福祉協議会、各種団体・機関が連携し、地域福祉に関する取り組みを進めることを目標とし取り組みを行いました。

取り組み内容としては、高齢や障がい、子育て、健康など、世帯の複合的課題への対応（総合相談・総合対応）において、令和元年6月「くらしの相談窓口」を設置しました。社会福祉協議会では、生活困窮者等自立相談支援事業への取り組みを実施しています。今後は、生活困窮者も含めて制度の狭間で困っている人に対しての相談・対応窓口として、運営できるように運営体制を強化していく必要があります。

今後は、地域包括ケアシステムを充実させることが重要であり、地区担当職員制度を活用し地域の声をしっかりと聴き、町と社会福祉協議会、各種団体・機関など、福祉関係団体との連携、庁内の横のつながりの強化を実施して地域福祉に関する取り組みを進める必要があります。

7. 第3期大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画に向けた方向性

第3期計画では、これまでの課題から「地域コミュニティ活動の推進による支え合い」「困りごとを抱える人たちへの支援」「地域での見守り活動の推進」について重点的に取り組み、地域共生社会の実現に向けて取り組みを進めなければなりません。

(1) 地域コミュニティ活動の推進による支え合い

① 小地域福祉活動実践・推進地区の活動推進

地域の「困りごと」の気づきと「困りごと解決」への取り組みを工夫する小地域福祉活動事業を継続します。



楽善区地域福祉座談会(H30)の様子



中陣内区地域福祉座談会(R1)の様子



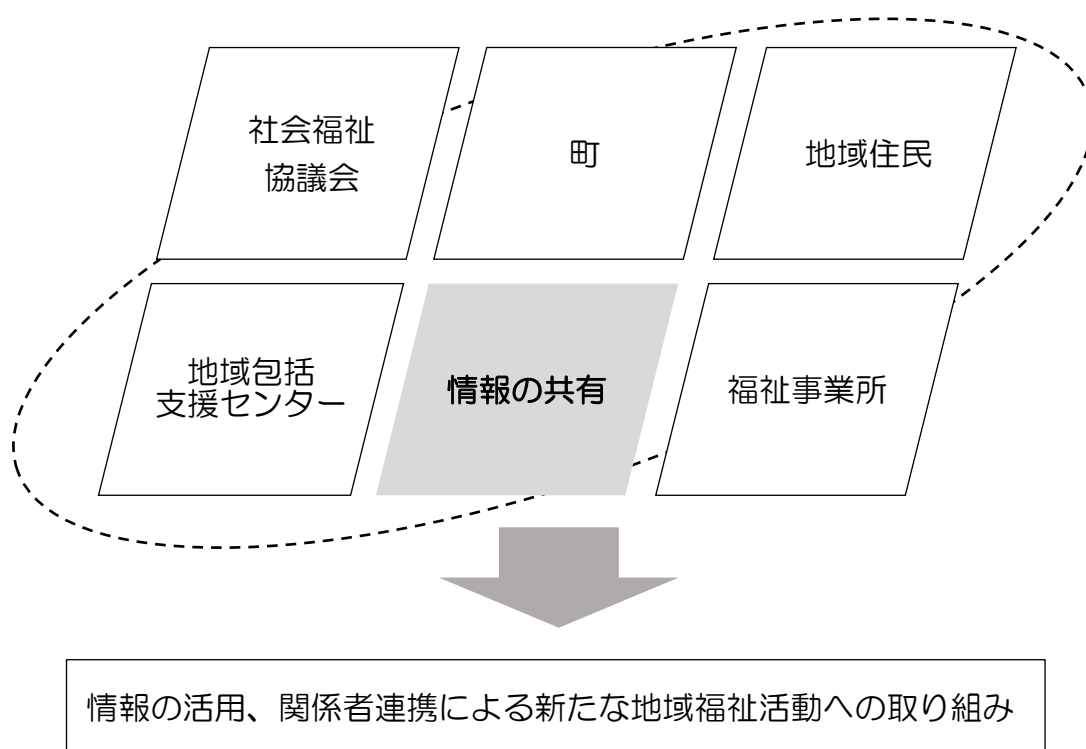
杉下区防災座談会(R1)の様子

② 住民活動情報の共有化と活用(支え合いにつながるコミュニティ活動の推進)

これまでの地域福祉の取り組みを踏まえながら、従来の地域コミュニティでの活動に少し工夫を加えることで、高齢者・子育て世帯・障がい者など、誰もが暮らしやすい地域づくり活動（地域福祉そのものの活動）につなげます。

防災や防犯などの住民の関心事に加え、地域の年中行事や祭事なども地域福祉に関わる取り組みです。そのような地域活動を、町・社会福祉協議会も把握し、地域福祉活動へつなげることが、無理なく支え合い活動を進めるうえで有効と考えられます。

【地域福祉活動コーディネートイメージ】



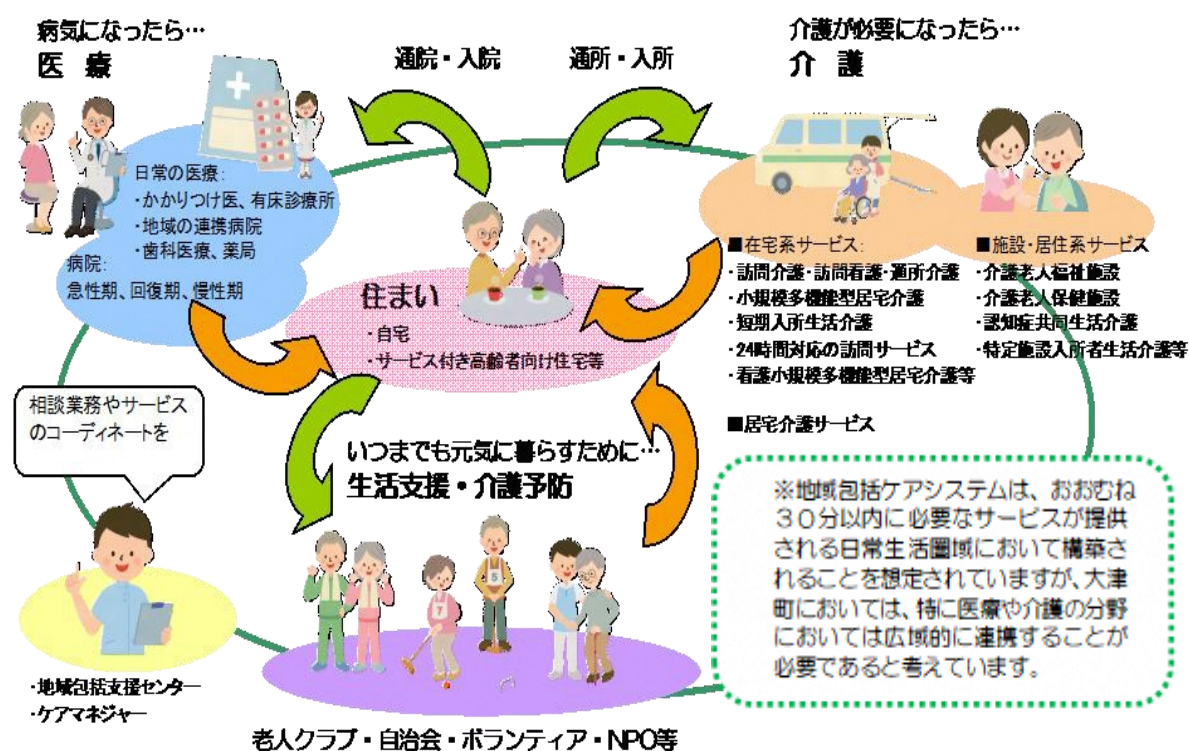
(2) 困りごとを抱える人たちへの支援

① 地域包括ケアシステムの深化・強化

国の施策として、医療・介護・予防が連携して、在宅での切れ目のない介護を進めるため、地域包括ケアシステムの充実が、目標に位置付けられています。

今後、町の様々な資源や人材の連携活用が、一層必要とされており、地域福祉として、多様な地域支え合い活動などを深化・強化して推進します。

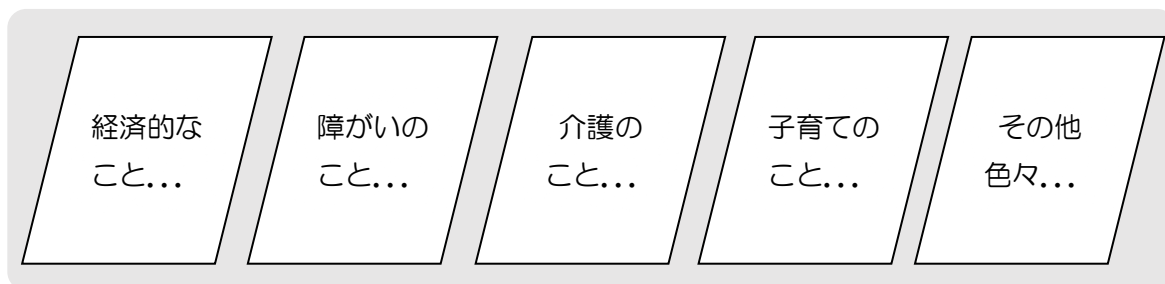
【地域包括ケアシステムのイメージ】



② 相談しやすい窓口・総合相談窓口の設置

生活困窮世帯への対応をはじめ、複合的な生活課題を抱える世帯への、総合的な対応の充実を進めます。これまでと同様、関係課・関係機関との連携を行い、更なる情報共有や経済的・社会的自立など幅広い対応にあたります。

【総合相談窓口（仮称）のイメージ】



総 合 相 談 窓 口 （ 仮 称 ）



様々な複合的な生活課題に対し、一括して相談を受け止める窓口
関係課・関係機関で課題情報の共有化、困難事例の検討・職員の研鑽
(相談の課題に応じた関係部署での対応検討)



専門相談との協働

相談事例の進捗管理など関係課・関係機関との間のコーディネート
課題解決に向け、関係課・関係機関が連携したトータルサポート



総合的・継続的な対応

コミュニティソーシャルワーク(地域人材や
資源を生かした支援)の体制整備

見守りネットワークとの協力
近隣でできるケア

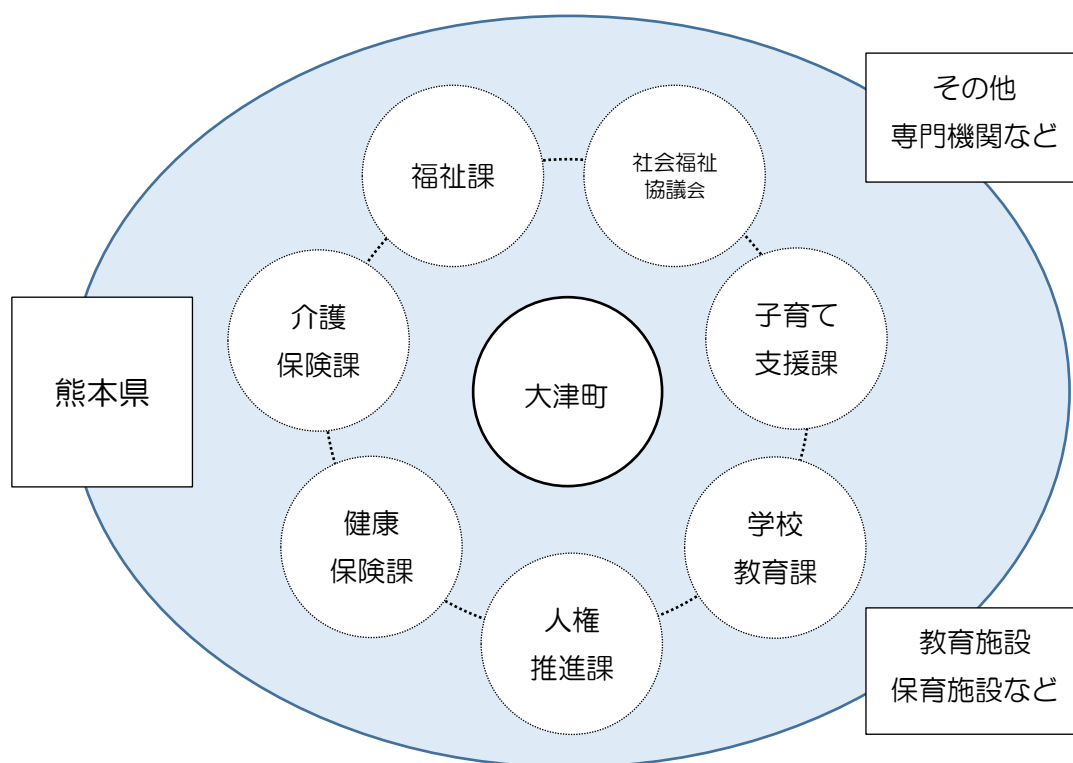
③ 関係機関との連携強化

子育て支援、障がい者支援、高齢者支援、災害時避難行動要支援者支援など、従来から課題とされている問題のほか、近年では虐待や貧困など、多課・多機関にまたがって対応しなければならない課題が増えてきています。様々な問題などを解決するために、必要に応じた対応ができるよう関係機関との連携をさらに強化します。

【庁内の連携強化が必要な課題と主要な関係課】

- ・虐待防止 …… 福祉課・介護保険課・子育て支援課・学校教育課・人権推進課
- ・生活困窮者支援・子どもの貧困 …… 福祉課・子育て支援課・介護保険課
- ・成年後見制度 …… 福祉課・介護保険課
- ・ひきこもり …… 福祉課・介護保険課・子育て支援課・学校教育課
- ・自殺対策 …… 健康保険課・福祉課

【関係機関との連携のイメージ】



(3) 地域での見守り活動の推進

① 防災の取組

地域の防災、避難行動要支援者の把握などは、住民の関心が高く、自主防災組織の充実も必要となっています。

そのため、防災に関する状況の整理と見守り対象者を把握するために、各行政区や組単位で防災活動の推進を行います。



杉下区子ども避難訓練(R1)の様子



室北区防災訓練(H29)の様子

中島区みんなの避難計画(平成31年)



中島区避難計画づくり座談会(H30)の様子

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

第3期計画では、高齢者、障がい者、子どもなど全ての住民が助け合いながら暮らすことができる地域共生社会を実現するために、より活発な地域コミュニティのネットワークづくりを基本に、「共に支え合う地域コミュニティづくり～大津モデルの実現～」を目指して誰もが安心して幸せな暮らしができるようなまちづくりを目指します。

2. 基本目標（計画の柱）

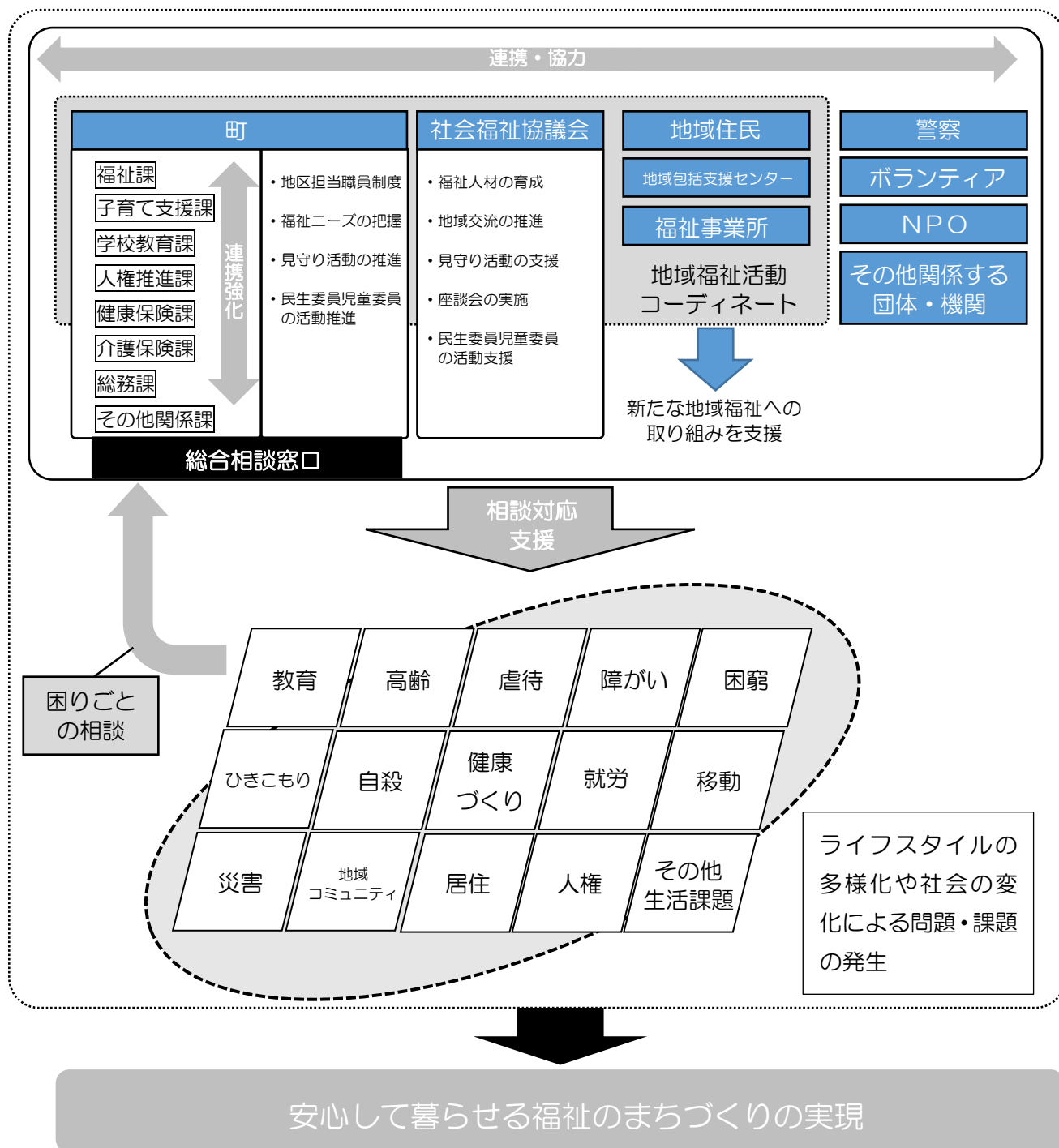
基本目標1 安心して暮らせる福祉のまちづくり

誰もが個性と能力を発揮し活躍できるよう、高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、支援を要する方々に対する地域活動、福祉サービス、施設などの充実を図ります。また、サービスの質の向上や、成年後見制度による権利擁護、大規模災害に備えた地域防災力の向上、包括的相談体制の構築など、住民のニーズに柔軟に変化させて対応し、誰もが安心して安全な生活が送れるまちづくりを目指します。

【計画最終年度の目標値】

内容	令和元年度 現状		令和6年度 目標値
①ミニデイ、サロン、通いの場など住民が集まる活動を実施している行政区数	37 行政区	 地域福祉計画等推進委員会 毎年度進捗を協議 	47 行政区
②地域防災活動の充実（地域版防災計画、避難計画）作成	1 行政区		10 行政区
③地域のニーズに応じた新たな生活支援サービスづくり（居住、食事、移動、見守りなど）	—		1 サービス以上 必要な地域でサービス実施
④総合相談窓口の設置	—		設置

【安心して暮らせる福祉のまちづくりについて】



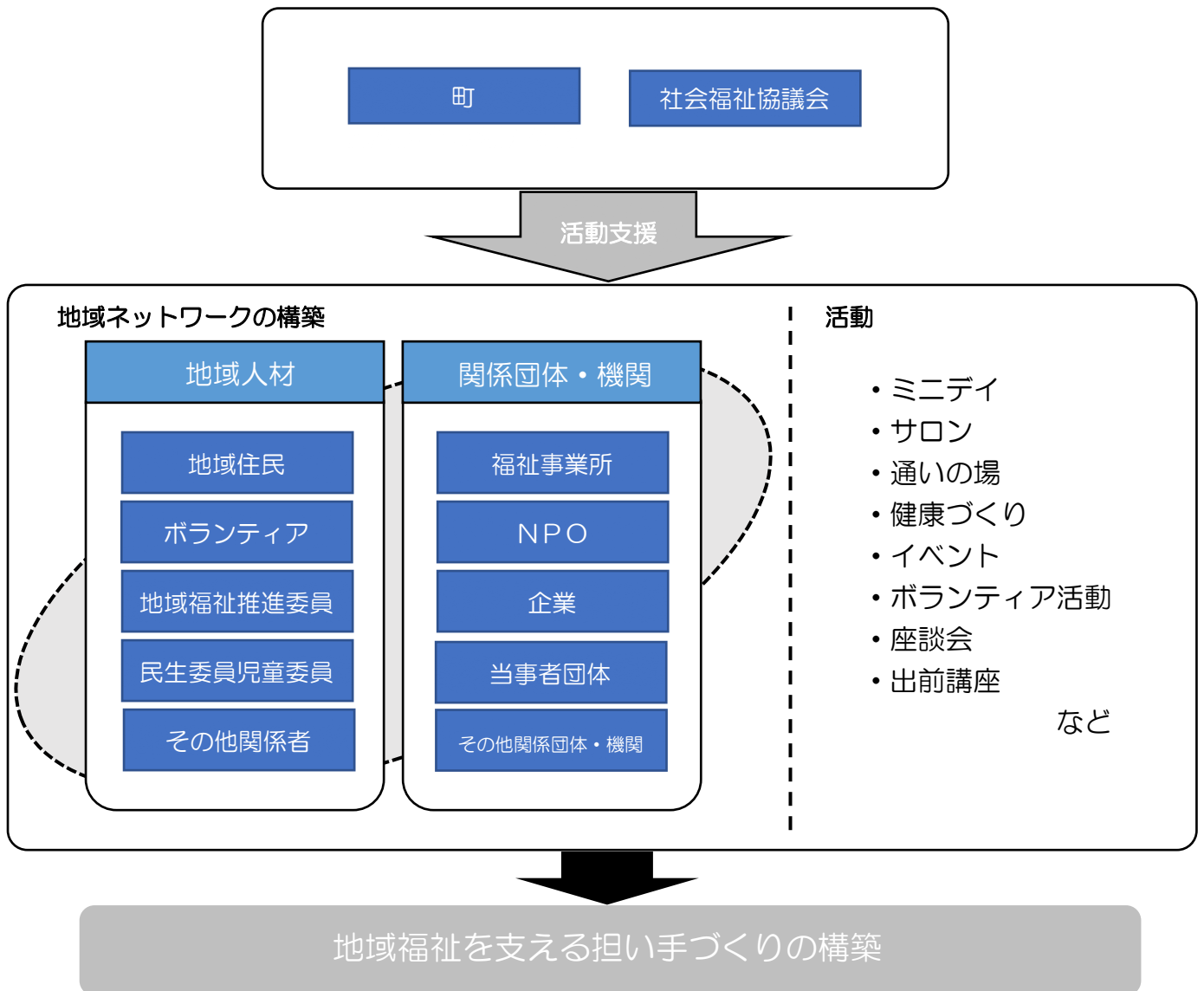
基本目標 2 地域福祉を支える担い手づくり

地域の活動における支え合い・助け合い（互助）には、担い手となる人材が欠かせません。地域住民が地域社会の抱える問題を自分の問題と認識し、積極的かつ主体的に課題解決に関わりながら、地域福祉の担い手として活躍できるよう、福祉活動の推進を目指します。そのためには、地域の担い手育成が必要であり、地域福祉の必要性和魅力を発信し、将来の地域を担う人材確保に努めます。また、高齢化が進むなど、担い手確保が困難な地域においても地域福祉活動が継続できるよう、周辺地域との連携などを協議します。

【計画最終年度の目標値】

内容	令和元年度 現状		令和6年度 目標値
①ボランティアセンターへの ボランティア登録数	41 団体 (1846 人) 79 個人	 地域福祉計画等推進委員会で 毎年度進捗を協議 	45 団体 (2,000 人) 100 個人
②地域福祉推進委員の活動支 援マニュアルの作成	—		作成
③4 者（行政区長・民生委員児 童委員・地域福祉推進委員・ 地区担当職員）協議の実施地 区数	—		全行政区
④担い手が不足する地域の周 辺地域と一体となった取り 組みの実施	—		必要な地域

【地域福祉を支える担い手づくり】



基本目標 3 互いに支え合う絆づくり

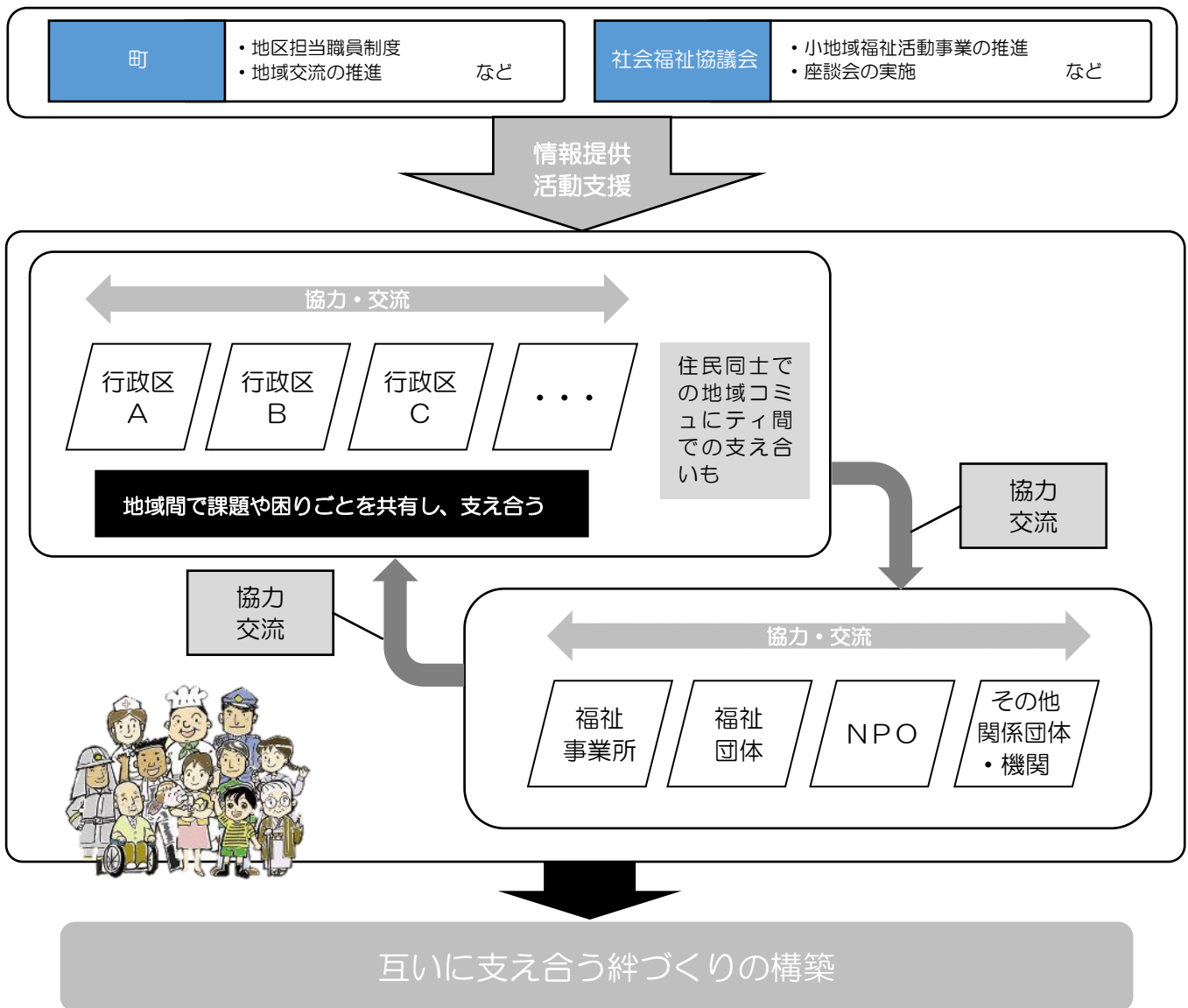
お互いを気遣い支え合える住民の絆づくりを行います。地域福祉推進には、地域コミュニティでの支え合いなど（互助）による課題解決が期待されています。地域住民が地域社会の抱える問題を自分の問題と認識し、積極的かつ主体的に課題解決に関わり活躍できるような、絆（ネットワーク）づくりを目指します。

また、地域によっては高齢化などを含め、課題や困りごとが様々です。地域での支え合いが難しいところについては、周辺地域との連携による支え合いが必要になります。各地域の課題をしっかりと把握することに努め、住民同士、地域同士が支え合って課題解決ができるようなつながりづくりを目指します。

【計画最終年度の目標値】

内容	令和元年度 現状		令和6年度 目標値
①小地域福祉活動実施地区数	17 行政区	 地域福祉計画等推進委員会で 毎年度進捗を協議 	27 行政区
②地域福祉推進委員がいる行政区の率	63% (43/68 行政区)		75% (51/68 行政区)
③校区単位、地区単位で地域の課題を協議する体制づくり	—		2箇所
④福祉関係者交流会の実施	0 回		1 回

【互いに支え合う絆づくり】



3. 大津町、社会福祉協議会、住民、事業所などの役割

地域福祉を町全体で推進していくにあたり、町・社会福祉協議会・住民や事業所などの役割を整理します。

区分	役割
町	●町全体での推進 地域福祉は「赤ちゃんからお年寄りまで安心・充実して暮らせること」であり、地域運営の基本です。そのため、役場はもとより、社会福祉協議会、地域住民、福祉関連事業所、各種人材や各種機関・民間事業所のあらゆる人材が、地域福祉推進に関わっていく意識づくり・状況づくりを進め、町全体での地域支え合いの推進を行います。
	●町施策全体での推進 町施策全般を地域福祉の視点で点検し、各種施策の推進が地域住民の福祉向上により一層資する内容とする必要があります。 今後より一層の高齢化を見据え、健康づくり・介護予防、介護保険サービスを補う各種取り組みが、医療費・介護費の軽減にもつながる重要な取り組みであることを認識した上で推進します。
	●地域福祉推進の財源確保 地域福祉推進は公的な財源・人材の確保が必要です。医療費・介護費が必要以上に増加しないようにするためにも、住民の地域福祉活動支援、生活支援ボランティア養成に必要な財源・人材の確保を行います。幅広いコミュニティ活動支援として、元気大津づくり活動事業や地域づくり活動支援事業も、地域福祉活動推進に位置づけた取り組みとして進めます。
社会福祉協議会	●地域福祉推進の実働 社会福祉協議会は、地域福祉を進める役割が法律的に位置づけられています。また、民間法人である機動性や柔軟性を活かし、役場が直接行うより効率的な事項について、実働役としての役割を果たします。
	●地域住民との直接のつながり 地域住民との直接のつながり（※アウトリーチ）が、社会福祉協議会が地域福祉推進に果たす一番の役割です。そのことにより、役場の地域住民への各種の働きかけ（防災・健康づくり、各種相談、地域づくり）のつなぎ役を発揮します。
	●福祉事業所・各種団体などのコーディネート 地域住民とのつながりのもとに、地域の福祉資源である福祉関連事業所や各種団体との情報交換、協働の取り組みなどのコーディネートの役割を進めます。
	●社会福祉協議会としての地域福祉推進の財源確保 地域福祉推進の実働役を担うことで、社会福祉協議会への理解を促し、社協会費や共同募金に理解と協力をお願いしていきます。加えて、地域福祉推進に対して事業所や個人の理解のもと、新たな資金確保の方策についても取り組みます。

※アウトリーチ：地域に出かけること。手を伸ばす・手を差し伸べるという意味で、社会福祉の実施機関がその職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ利用を実現させるような取り組み。

区分		役割（例示）
自助	地域住民	- 生活習慣病予防、介護予防、健康維持の自覚と取り組み - 介護保険制度や成年後見制度の理解と活用、家族、親族での相互扶助 - 地域コミュニティへの参加、地域の助け合い活動（互助の受容、受援力、必要な個人情報の提供） - 地域での生きがいや役割の発揮 - 身近な要支援者の発見（気づき）、公助の適切な利用
	子ども （小・中学生） （高校生）	- ボランティア活動、福祉体験・認知症サポーター養成講座、出前講座の活用 - ワークキャンプへの参加 - 総合的学習での地域の高齢者、障がい者や住民との交流
互助	成人	- 地域活動への参加・参画 - 地域での健康づくり、生活習慣病予防学習会への参加 - 地域福祉への理解と出来る範囲での参加 - 地域の高齢者、障がい者、子どもとの交流や見守り活動
	高齢者	- 健康づくり、介護予防、地域での生きがい活動や活躍 - 子どもの登下校などの見守り - 地域の歴史や地元料理の若い世代への継承 - 高齢者相互の見守り活動 - 老人クラブへの参加
	行政区長	- 地域支え合い活動のキーパーソンの役割 - 地域コミュニティ活動の支援 - 地域福祉の理解促進・啓発活動 - 座談会の開催 - 地域の防災活動 - 民生委員児童委員、地域福祉推進委員、地区担当職員との連携
	民生委員児童委員	- 地域の高齢者、障がい者、子ども、その他支援が必要な世帯の見守り活動 - 地域コミュニティ活動の支援 - 地域福祉の理解促進・啓発活動 - 座談会の開催 - 行政区長、地域福祉推進委員、地区担当職員との連携
	地域福祉推進委員	- 地域コミュニティ活動の支援 - 地域福祉の理解促進・啓発活動 - 座談会の開催 - 行政区長、民生委員児童委員、地区担当職員との連携 - 社会福祉協議会との連携、研修への参加
	ボランティア	地域でのボランティア活動、災害時支援
	行政区・組など	- 従来の行事や地区活動のなかで、高齢者や障がい者、子どもたちへの見守りなどを行う - 座談会の開催と基礎的な住民組織として日常的な見守り活動、サロンの充実 - 民生委員児童委員、地域福祉推進委員の活動についての理解・協力 - 隣近所での日常の支え合い、災害時避難の基本単位 - お隣り同士での緊急連絡先の交換
	その他地域で活動する団体・個人	- 地域コミュニティ活動の支援 - 地域での支え合い活動の支援
	福祉関連事業所、NPO	- 地域住民との交流、地域貢献活動 - 福祉避難所の協定 - 事業所間、社会福祉協議会・役場との連携

第4章 計画の柱からの展開と施策の目標

1. 計画の柱からの展開

基本
理念

基本目標

施 策

共に支え合う地域コミュニティづくり～大津モデルの実現～

1. 安心して暮らせる 福祉のまちづくり

住民だれもが、安心して
生活を送れるまちづくり
を行います。

2. 地域福祉を支える 担い手づくり

一人ひとりの福祉力を高
め、地域福祉を支える担
い手づくりを行います。

3. 互いに支え合う 絆づくり

お互いを気遣い支え合え
る住民の絆づくりを行いま
す。

① 誰もが幸せに生きることができる包括的な支援体制の構築

② 成年後見制度の周知・利用促進による権利擁護体制の充実

③ 子育て支援の充実

④ 障がい児者支援の充実

⑤ 高齢者支援の充実

⑥ 自立支援や生活支援の充実

⑦ 住民が利用しやすい窓口の設置

⑧ 緊急時に協力し合える体制づくり

⑨ 利用しやすい施設・移動手段づくり

⑩ 健康な生活を送る活動の支援

① 誰もが担い手となる人材の育成

② 地域のできる支援体制の促進

① 活発な地域コミュニティ活動の継続支援

② まちがつながる交流の場づくり

③ 福祉関係者の交流推進

具体的な取り組み 【町】
【地域福祉計画】

- ・関係機関などとの連携の強化
- ・福祉全般の情報提供
- ・生活困窮、虐待防止、ひきこもり、自殺対策などに関する連携強化支援

- ・制度の周知支援
- ・地域連携ネットワークおよび中核機関の設置

- ・地域での子育て支援
- ・子どもの貧困対策支援

- ・障がいに対する理解促進
- ・障がい児者に対する支援

- ・健康づくりと介護予防の理解促進
- ・生活支援サービスの仕組みづくり
- ・地域包括ケアシステム構築に向けた関係機関の連携強化

- ・就労や住居の確保などの支援

- ・相談しやすい窓口の仕組みづくり
- ・総合相談窓口の設置

- ・防災見守りマップ・自主防災の活動推進
- ・災害ボランティアに関する支援
- ・災害時避難行動要支援者支援計画との連携強化

- ・移動手段の提供
- ・ユニバーサルデザインの推進
- ・相談しやすい窓口の機能づくり

- ・サロン活動・ミニデイ活動などの支援
- ・福祉や健康に関する知識・関心を高める活動の支援

- ・地域福祉推進委員の育成支援
- ・住民参加型生活支援サービスの開発支援
- ・ボランティアの育成支援

- ・人材の育成・発掘支援
- ・地区担当職員制度の活用など

- ・コミュニティ活動の支援
- ・小地域福祉活動事業の支援

- ・地域間交流の支援

- ・福祉関係者交流支援

具体的な取り組み 【社協】
【地域福祉活動計画】

- ・関係機関などとの連携の強化推進
- ・福祉全般の情報提供・伝達など
- ・生活困窮、虐待防止、ひきこもり、自殺対策などに関する連携強化推進

- ・制度の周知推進
- ・中核機関の設置推進

- ・地域での子育て推進
- ・子どもの貧困対策推進

- ・障がい福祉の取り組み支援

- ・健康づくりと介護予防のための連携推進
- ・生活支援サービスの提供体制の推進
- ・地域包括ケアシステム構築に向けた地域福祉の推進

- ・就労や住居の確保などの協働支援

- ・相談しやすい窓口との協働
- ・総合相談窓口との協働

- ・地域への防災見守りマップ・自主防災の推進
- ・災害ボランティア推進など
- ・災害時避難行動要支援者支援計画との連携強化・支援

- ・移動手段の確保についての検討協力

- ・サロン活動・ミニデイ活動などの推進
- ・福祉や健康に関する知識・関心を高める活動の推進

- ・地域福祉推進委員の育成
- ・住民参加型生活支援サービスの開発推進
- ・ボランティアの育成推進

- ・人材育成・発掘・活動の場の提供
- ・支え合いの意識づくりの推進

- ・コミュニティ活動の推進支援
- ・小地域福祉活動事業の推進支援

- ・地域間交流会の実施

- ・福祉関係者交流の場の提供

2. 施策毎の展開

基本目標 1. 安心して暮らせる福祉のまちづくり

施策① 誰もが幸せに生きることができる包括的な支援体制の構築

要介護認定者や生活困窮世帯の増加、虐待やひきこもりの課題などは、大津町も例外ではありません。住民の状況や様々なライフスタイルに合わせて、誰もが幸せに生活していくことができるように、多機関が協働して包括的な支援体制の構築を目指します。

	町が取り組む項目（地域福祉計画）
課題	- 関係部署、関係機関との情報共有を密に行う必要があります。 - 重要案件については、近隣の自治体と連携し、問題解決に努めていく必要があります。 - 地域コミュニティが希薄な地域などでは、見守り活動の推進を行う必要があります。
具体的な取り組み	<u>関係機関などとの連携の強化</u> - 庁内はもちろん、関係機関との連携を強化し、包括的な支援が必要な人や世帯へアプローチを行い、解決に向けた支援を行います。 <u>福祉全般の情報提供</u> - 地域の会合で小地域福祉活動推進地区の情報を提供し、地域における課題把握、取り組みを検討する体制の構築を推進します。 - 行政区長、民生委員児童委員、各団体の公式的な会合での研修要請を受け付けます。 - 地区担当職員が、行政と地域を繋ぐパイプ役を担うことで、行政の福祉情報を提供します。 - その他、必要に応じて幅広く福祉関連の情報を提供します。 <u>生活困窮、虐待防止、ひきこもり、自殺対策などに関する連携強化支援</u> - 訪問カウンセリングや関係団体との連携による問題を早期に発見し対応します。 - 地域住民や行政区長、民生委員児童委員の協力を仰ぎ、見守り活動などによる情報把握に努めます。 - 警察などの関係機関との連携を強化します。 - 庁内関係各課、地域包括支援センター、子育て健診センターなどと情報共有、事案検討の場を設けて連携を図ります。

	社会福祉協議会が取り組む項目（地域福祉活動計画）
課題	・ 関係部署・機関との情報共有を密に行う必要があります。 ・ 重要案件については、近隣の自治体と連携し、問題解決に努めていく必要があります。 ・ 地域コミュニティが希薄な地域などでは、見守り活動の推進を行う必要があります。
具体的な取り組み	関係機関などとの連携の強化推進 ・ 関係機関との連携を強化し、包括的な支援が必要な人への働きかけを行います。 福祉全般の情報提供・伝達など ・ 小地域福祉活動推進地区の活動発表を通じて意識啓発に努めます。 ・ 行政区長、民生委員児童委員、地域福祉推進委員との協働による地域福祉推進の支援を行います。 生活困窮、虐待防止、ひきこもり、自殺対策などに関する連携強化推進 ・ 見守り活動などにより、情報把握に努めます。 ・ 当事者、支援者、関係機関との関係構築、連携協働を進めます。 ・ アウトリーチによる支援を進めます。 ・ 伴走型の支援を進めます。 ・ 居場所づくりへの検討を行います。
事業所・団体の役割	・ 地域福祉に関する活動についての情報を発信しましょう。 ・ 支援が必要な人がいた場合、社会福祉協議会などへ情報提供を行いましょう。 ・ 支援が必要な人の居場所づくりに協力しましょう。
地域住民の役割	・ 地域福祉に関する研修へ参加しましょう。 ・ まちづくりへ参画しましょう。 ・ 支援が必要な人がいた場合、社会福祉協議会などへ情報提供を行いましょう。

施策② 成年後見制度の周知・利用促進による権利擁護体制の充実

超高齢化が進むなか、認知症や単身世帯の高齢者の増加が見込まれることから、成年後見制度に関するニーズは、ますます高まっています。また、高齢者に限らず、知的障がい、精神障がいなどにより、判断することが難しい人などに対して、成年後見制度の周知や地域が連携したネットワークの構築が求められています。このため、町内の関係部署や機関だけでなく、広い圏域での情報共有を密に行う必要があります。

成年後見制度の周知・啓発を行い、地域連携ネットワークの整備に努め、金銭管理や身元保証人などで困ることがないような体制の充実を目指します。

また、成年後見制度利用促進法に基づいた成年後見利用促進に求められる機能を本計画の施策に盛り込むため、本計画は成年後見制度利用促進基本計画を兼ねて策定するものとします。

	町が取り組む項目（地域福祉計画）
課題	・ 関係部署・機関との情報共有を密に行う必要があります。 ・ 権利擁護のための成年後見制度の周知がより必要です。 ・ 成年後見人の担い手育成が必要です。
具体的な取り組み	制度の周知支援 ・ 制度の周知・広報を行います。 地域連携ネットワークおよび中核機関の設置 ・ 町または菊池圏域に中核機関を設置し、専門的相談支援、周知・広報、担い手の育成などを行います。 ・ 地域連携ネットワークを構築し、中核機関を中心に、協議会、チームと連携した支援体制の協議を行います。 ※「協議会」…専門職団体や関係部署・機関が協力して体制づくりを行う合議体。既存の協議の場を活用することも検討する。 ※「チーム」…本人を見守り、意思確認や状況把握を身近で行う本人と関わりのある家族や関係機関。 ・ 地域連携ネットワークにおいて、支援が必要な人の把握、早期の段階からの相談対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を図ります。

	社会福祉協議会が取り組む項目（地域福祉活動計画）
課題	・ 関係部署・機関との情報共有を密に行う必要があります。 ・ 権利擁護のための成年後見制度の周知がより必要です。 ・ 権利擁護のための体制づくりが必要です。
具体的な取り組み	制度の周知推進 ・ 関係機関と協働し、制度の利用が必要な人への周知に努めます。 ・ 関連事業所や行政区への周知・広報を行います。 中核機関の設置推進 ・ 中核機関との協働を行います。 ・ 権利擁護について法人後見や中核機関などの検討を行います。
事業所・団体の役割	・ 成年後見制度に関する活動についての情報を発信しましょう。 ・ 訪問カウンセリングなどに協力しましょう。 ・ 支援が必要な人がいた場合、社会福祉協議会などへ情報提供を行いましょう。
地域住民の役割	・ 権利擁護や成年後見制度に関する研修へ参加しましょう。 ・ 市民後見人の養成に参加・参画しましょう。 ・ 支援が必要な人がいた場合、社会福祉協議会などへ情報提供を行いましょう。

施策③ 子育て支援の充実

虐待、家庭内暴力、ひきこもり、貧困など、様々な課題がでてきており、今の子育てを取り囲む環境は、時代の変化とともに大きく様変わりしています。町の未来を担う子どもたちが、健やかで幸せに暮らし、成長していけるような支援体制の充実を図っていかねばなりません。また、子どもだけではなく子育て世帯に対しても、気軽に相談できる場所などの相談支援についても、充実・強化していく必要があります。

安全・安心に子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産、乳幼児期を通じた切れ目のない支援を行うため、見守りや、育児相談などに取り組み、子育て支援センターの機能の充実を図ります。また、近年問題となっている子どもの貧困対策についても、関係各課との連携を図りながら取り組みます。

	町が取り組む項目（地域福祉計画）
課題	- 子育て親子が気軽に集える場所づくりに努めるほか、引き続き子育て世帯が必要とする情報を、提供する必要があります。 - 子どもの貧困対策も含め、地域で見守る体制を作る必要があります。
具体的な取り組み	<u>地域での子育て支援</u> - 子育て関連団体交流会を開催します。 - 子育て支援センター機能を充実させます。 - 子育てと仕事の両立支援の広報・啓発を行います。 - 育児不安と孤立解消のために取り組みを行います。 - 虐待およびDV防止ネットワークとの連携を深めます。 <u>子どもの貧困対策支援</u> - 各種支援制度の周知を徹底します。 - 地域に根付いた子ども食堂などの取り組みを支援します。

	社会福祉協議会が取り組む項目（地域福祉活動計画）
課題	・関連団体などとの情報共有はできていますが、今後は連絡会などを設置し、密なやり取りができるようにする必要があります。
具体的な取り組み	地域での子育て推進 ・子育て支援センターとの情報共有を行います。 ・子育て関連各種団体活動の把握、連携、広報・周知を行います。 ・地域での子育てサロンの立ち上げを支援します。 ・NPOとの連携に努め、支援の必要な情報を把握します。 ・虐待およびDV防止ネットワークとの連携を深めます。 子どもの貧困対策推進 ・子ども食堂への情報提供や支援を行います。 ・フードバンクへの取り組みを検討します。
事業所・団体の役割	・地域との交流活動を行きましょう。 ・地域での子ども食堂や子どもの集まる取り組みをサポートし、協力しましょう。 ・虐待およびDV防止ネットワークとの連携を行きましょう。 ・支援が必要な子どもがいた場合、社会福祉協議会などへ情報提供を行きましょう。
地域住民の役割	・登下校時のパトロールなどへ参加しましょう。 ・地域で子どもと高齢者などの交流活動を企画しましょう。 ・地域で子ども食堂などの取り組みを検討しましょう。 ・地域で子どもたちの見守りを行きましょう。 ・支援が必要な子どもがいた場合、社会福祉協議会などへ情報提供を行きましょう。 ・虐待防止について理解を深めましょう。

施策④ 障がい児者支援の充実

事業所アンケートからも、多種多様な障がいの状況に合わせた、必要なサービスの提供を行い、障がいにかかわらず、安心して生きがいのある生活が送れるような支援を行うことなどの課題があげられています。誰もが安心して生きがいのある生活を送るためにも各種関連事業所などの連携を密に行う必要があります。

障がいを持つ人でも、安心して地域での生活が送れるよう、町・関係事業所の連携の強化を図り、情報や問題の共有を行い、問題解決につなげます。また、さまざまな交流活動から、地域住民の障がい児者への理解を深め、助け合いのもと誰もがともに支え合う社会の構築を図ります。

	町が取り組む項目（地域福祉計画）
課題	- 各種関連事業所などの連携を密に行う必要があります。 - 安心して地域で生活が送れるよう、必要な情報とサービスを提供しながら社会参加や自立の支援を行う必要があります。
具体的な取り組み	障がいに対する理解促進 - 当事者団体の育成を行います。 - 当事者団体の困りごとの集約を行います。 - 当事者団体と協力し、当事者の声を発信する機会を作ります。 - 地域福祉権利擁護事業を活用し、障がい者の自立を促進します。 - 障がい福祉関係団体間の交流を促進します。 - 地域の障がい児者に対する支援や見守りなど理解促進を図ります。 - 障害者差別解消法に基づく取り組みを周知し、合理的配慮の理解を深めるための研修を実施します。 障がい児者に対する支援 - 当事者の意向に沿った社会参加や自立した生活ができるよう各種情報の提供やサービスの提供を行います。 - 当事者家族の生活へも目を向け、当事者家族全体が地域の中で暮らしやすい環境となるような仕組みづくりを検討します。 - ピアサポートの取り組みを支援し、当事者の意向に沿った支援の創出を検討します。 - 虐待およびDV防止ネットワークとの連携を深めます。

	社会福祉協議会が取り組む項目（地域福祉活動計画）
課題	・当事者、支援者関係機関との関係構築、連携、協働をより一層深めていく必要があります。
具体的な取り組み	<u>障がい福祉の取り組み支援</u> ・当事者団体の育成を行います。 ・当事者団体の困りごとの集約を行います。 ・当事者団体と協力し、当事者の声を発信する機会を作ります。 ・地域福祉権利擁護事業による障がい者の自立支援を行います。 ・障がい福祉関係団体との交流会を実施します。 ・障がい福祉サービスを提供することで、社会参加や自立への支援を行います。 ・ピアサポートの取り組みを支援します。 ・虐待およびDV防止ネットワークとの連携を深めます。

事業所・団体の役割	・地域との交流活動を行いましょう。 ・虐待およびDV防止ネットワークとの連携を行いましょう。 ・支援が必要な方がいた場合、社会福祉協議会などへ情報提供を行いましょう。 ・障害者差別解消法に基づく取り組みを普及させるため、事業所・団体内で研修を行いましょう。
地域住民の役割	・障がい児者についての理解を深めましょう。また、研修に参加しましょう。 ・地区住民と障がい児者などの交流活動を企画しましょう。 ・地域で障がい児者などの見守りを行いましょう。 ・支援が必要な人がいた場合、社会福祉協議会などへ情報提供を行いましょう。 ・虐待について理解を深めましょう。 ・障害者差別解消法の内容を理解し、障がい児者などへの配慮に努めましょう。

施策⑤ 高齢者支援の充実

超高齢化にともない、町の人口に高齢者が占める割合も徐々に上がってきています。多くの高齢者が、健康で生きがいをもって生活できるよう、介護予防を日頃から行う必要があります。現在行っているミニデイや通いの場の活動などの取り組みを活かし、地域での健康づくりや生涯学習を推進するとともに、関係団体との連携を強化し、活発な活動ができるように運営を行います。

住み慣れた地域で生活続けることができるよう、地域の包括的な支援やサービスを提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。また、生活支援サービスの充実をはかるため、住民が主体となる社会資源を活用した支援についても検討します。

	町が取り組む項目（地域福祉計画）
課題	- 健康な時から介護予防を行う必要があります。また、認知症の正しい理解など関心を持ってもらうために情報提供・広報が必要です。 - 在宅医療と介護の連携、地域包括ケアシステムの周知啓発が必要です。
具体的な取り組み	健康づくりと介護予防の理解促進 - 認知症サポーターの養成を継続し、地域で本人や家族への支援が積極的に取り組めるよう周知啓発を行います。また、認知症サポーター養成講座修了者が活躍できる場づくりにも取り組みます。 - ミニデイ、サロン、通いの場など、高齢者や地域住民が集まる機会づくりを行い、早い時期からの健康づくりや介護予防を行います。 - 誰もが身近に気軽に参加できる認知症カフェの立ち上げ支援を行います。 生活支援サービスの仕組みづくり - シルバー人材センターと連携し、高齢者雇用とサービス提供のできる「まごころ生活支援事業（ワンコインサービス）」の充実を図ります。 「高齢者見守りネットワーク」の協力団体を増やし、持続可能な見守り支援となるよう連携強化を図ります。 - 外出、食事、見守りなど在宅生活を支えるサービスの充実を図ります。 地域包括ケアシステム構築に向けた関係機関の連携強化 - 在宅医療と介護の連携に関する関係機関に地域包括ケアシステムの理解促進と情報共有を行い、多機関の役割確認を行います。 - 協議体や地域ケア推進会議を開催し、関係機関が一体となって連携し、地域課題の抽出、解決に向けた新たなサービスなどの開発を検討します。 - 座談会の実施を推進し、地域全体で課題を解決する仕組みづくりを行います。

	社会福祉協議会が取り組む項目（地域福祉活動計画）
課題	・地域包括支援センターや福祉団体との連携を、より一層深める必要があります。 ・地域住民や関係団体に、介護予防や認知症に対する関心を持ってもらうことが必要です。 ・在宅医療と介護の連携、地域包括ケアシステムを進めるために、地域住民や関係団体との連携が必要です。
具体的な取り組み	<u>健康づくりと介護予防のための連携推進</u> ・ミニデイ、サロン、通いの場の普及のために地域への働きかけと町や関係団体と連携を強化します。 ・認知症サポーター養成や認知症カフェ実施に向け、人材の育成と発掘の支援を行います。 <u>生活支援サービスの提供体制の推進</u> ・高齢者の見守りも兼ねた外出、食事など在宅生活を支えるサービス発掘と提案を図ります。 <u>地域包括ケアシステム構築に向けた地域福祉の推進</u> ・協議体や地域ケア推進会議に参画し、地域福祉活動の中で地域課題を抽出し、地域でできる解決に向けた取り組みへの支援を行います。 ・座談会の実施を推進し、地域包括ケアシステムの理解促進と地域全体で課題を解決する仕組みづくりの提案・助言を行います。
事業所・団体の役割	・事業者間の連携を強化しましょう。 ・介護技術などを地域へ還元しましょう。 ・介護・認知症についての理解を地域へ広げましょう。 ・「高齢者見守りネットワーク」に協力し、事業所・団体内での活動時にも、地域の見守りを行いましょう。
地域住民の役割	・健康維持や生きがいづくりに積極的にかかわりましょう。 ・地域活動や出前講座に積極的に参加しましょう。 ・ミニデイやサロンなどへ参加・協力しましょう。 ・介護・認知症について理解を深めましょう。 ・地域で見守りを行い、気になる人には優しく声をかけましょう。 ・家族内で認知症で見守りが必要な人がいるときは、早めに地域包括支援センターへ相談しましょう。

施策⑥ 自立支援や生活支援の充実

生活困窮者や社会的孤立状態にある人、障がい者、ひとり親家庭など、就労やすまいに困難を抱えている人、既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要な「制度の狭間」にいる人について、自立に向けた支援を行っていく必要があります。

支援が必要な人を早期発見し、その人に合った支援ができるような体制づくりを行い、関係各課が連携し、包括的に解決することが求められます。

そのためにも、町は関係各課・機関との連携を強化し、必要に応じて広域的な連携も視野に入れ問題解決に努めます。また、地域コミュニティとも連携を図り、見守り活動の推進・強化を行います。

	町が取り組む項目（地域福祉計画）
課題	- 関係部署・機関との情報共有を密に行う必要があります。 - 重要案件については、近隣の自治体と連携し、問題解決に努めていく必要があります。 - 地域コミュニティが希薄な地域などでは、見守り活動の推進を行う必要があります。
具体的な取り組み	<u>就労や住居の確保などの支援</u> - 就労や住居先などの相談を受け、本人に合った自立支援・生活支援の情報提供を行います。 - 制度の狭間にいる人へ支援するうえで、関係部署・機関の連携体制を構築し、問題解決に努めます。 - 地域生活での孤立化を防ぐため、地域コミュニティへ溶け込めるよう地域の体制づくりを行います。

	社会福祉協議会が取り組む項目（地域福祉活動計画）
課題	・関係部署・機関との情報共有を密に行う必要があります。 ・重要案件については、近隣の自治体と連携し、問題解決に努めていく必要があります。 ・地域コミュニティが希薄な地域などでは、見守り活動の推進を行う必要があります。
具体的な取り組み	就労や住居の確保などの協働支援 ・就労や住居の確保などの支援を行います。 ・地域福祉権利擁護事業の強化を行います。 ・制度の狭間にいる人を支援へつなげます。 ・地域で支え合う生活ができるよう、地域コミュニティでの見守り活動ができる体制づくりを支援します。
事業所・団体の役割	・社会福祉協議会などへ必要な情報を提供しましょう。 ・制度の狭間にいる人の支援に協力しましょう。 ・就労や居住の場や情報を提供し、地域生活に溶け込めるよう支援を行いましょう。
地域住民の役割	・町や社会福祉協議会などへ相談が必要な人の情報を提供しましょう。 ・地域での孤立を防ぐため、お互いにコミュニケーションや見守りを行いましょう。 ・地域コミュニティを形成し、地域全体で支え合う体制づくりを行いましょう。

施策⑦ 住民が利用しやすい窓口の設置

各種の相談窓口は、相談する分野毎に分かれており、相談する側の手続きは煩雑になっています。しかし、住民の高齢化やライフスタイルの多様化、相談内容の複合化により、多部署、多機関が連携して解決にあたらないといけない課題も増えてきています。

複合的かつ複雑化する問題を包括的に受け止め、対応部署への取り次ぎがスムーズに行える「総合相談窓口」の設置を目指します。また、様々な問題を解決に結びつける相談体制の充実に努めます。

	町が取り組む項目（地域福祉計画）
課題	・ 多課にまたがる生活課題について、相談する側の手続きは煩雑になっています。 ・ 虐待などの解決にあたり、多機関と連携して解決していかなければならない課題などが発生しています。
具体的な取り組み	相談しやすい窓口の仕組みづくり ・ 相談窓口の住民への周知を徹底します。 ・ 研修会などの開催や受講により、各種相談員の技術向上を図ります。 ・ 組織体制の整備と社会福祉士など相談に対応できる人員確保を行います。 ・ 関係機関との情報共有を密に行います。 総合相談窓口の設置 ・ 複合的な生活課題を抱える住民が相談できる総合的な対応窓口を設置します。

	社会福祉協議会が取り組む項目（地域福祉活動計画）
課題	・多課にまたがる生活課題について、手続きは煩雑になっています。 ・虐待など、解決にあたり多機関と連携して解決していかなければならない課題が発生しています。 ・各種相談窓口が、どこまでの役割を担うかが不明確であるため、寄せられた相談を解決するための、関係機関の体制づくりが必要です。
具体的な取り組み	相談しやすい窓口との協働 ・相談窓口の住民への周知を徹底します。 総合相談窓口との協働 ・情報の収集を行い、相談が必要な人と相談窓口をつなぎます。 ・相談に対応できる人材の育成を行います。
事業所・団体の役割	・利用者への周知に取り組みましょう。 ・相談窓口の周知に取り組みましょう。 ・社会福祉協議会などへ必要な情報を提供しましょう。
地域住民の役割	・地域で困っている人に相談窓口の活用を進めましょう。 ・町や社会福祉協議会などへ相談が必要な人の情報を提供しましょう。

施策⑧ 緊急時に協力し合える体制づくり

平成 28 年の熊本地震では、行政の力だけでは対応できない部分を地域コミュニティの力で対応するなど、地域のつながりの大切さを改めて感じることとなりました。

熊本地震での自助・互助の教訓を活かし、平常時または、災害発生時において、助け合えるしくみを整備していきます。また、災害時避難行動要支援者支援計画と連携し、避難行動要支援者に関する情報についても、適切な情報が、適切に扱えるようガイドラインを作成します。ハード面でも、住民誰もが安心して過ごせるような町の環境づくり目指します。

	町が取り組む項目（地域福祉計画）
課題	・ 自主防災組織を増やす必要があります。 ・ 住民の積極的な防災訓練の参加など、防災に関してより一層の関心を持ってもらう必要があります。
具体的な取り組み	<u>防災見守りマップ・自主防災の活動支援</u> ・ 住民の防災に関する関心を深め、自主防災組織の組織数を増やします。 ・ 防災見守りマップを作成し、災害時避難行動要支援者個別計画へ反映させます。 ・ 防災に関する啓発・支援を行います。 <u>災害ボランティアに関する支援</u> ・ 災害時に関する各事業所との協力協定を結びます。 ・ 災害ボランティア、災害ボランティアセンターに関する情報発信・啓発を行います。 ・ 常設型災害ボランティアセンターの設置検討を行います。 <u>災害時避難行動要支援者支援計画との連携強化</u> ・ 避難行動要支援者名簿などの個人情報について、取り扱いのガイドラインを作成します。 ・ 災害時避難行動要支援計画を推進します。 ・ 災害時避難行動要支援計画に基づき対象者の把握に努めます。 ・ 関係機関（行政区長、民生委員児童委員、警察、消防）へ名簿を提供し、災害時に協力して支援を行います。

	社会福祉協議会が取り組む項目（地域福祉活動計画）
課題	・ 自主防災組織の整備が進められていますが、今後は、組織作りから実際の活動段階に進めなければなりません。 ・ 要支援者名簿への登録は、引き続き呼びかける必要があります。
具体的な取り組み	防災見守りマップ・自主防災の推進 ・ 防災見守りマップに盛り込む項目を整理し、地域の実情に合わせた活用しやすいマップ作成を目指します。 ・ 地域へ防災見守りマップの重要性や実用性を理解してもらい、地域での作成を働きかけます。 災害ボランティア推進など ・ 常設型の災害ボランティアセンターの設置検討を行います。 ・ 災害ボランティアセンターの運営と住民の連携を行います。 ・ 災害ボランティアの育成と啓発を行います。 ・ 災害ボランティアセンターマニュアルを作成します。 ・ 災害ボランティアセンターの設置訓練を行います。 災害時避難行動要支援者支援計画との連携強化・支援 ・ 災害時避難行動要支援計画を推進します。 ・ 災害時避難行動要支援計画に基づき対象者の把握に努めます。
事業所・団体の役割	・ 福祉避難所として協定を結んでいるところは、運用訓練や災害時に避難所としての運用を行いましょう。 ・ 要支援者の情報を提供しまししょう。 ・ 防災訓練へ参加しまししょう。
地域住民の役割	・ 防災見守りマップを作成・活用しまししょう。 ・ 支援が必要な方は情報を提供しまししょう。 ・ 自主防災組織を立ち上げまししょう。 ・ 地域で防災・避難訓練を実施しまししょう。 ・ 防災訓練へ参加しまししょう。

施策⑨ 利用しやすい施設・移動手段づくり

町の周辺部では高齢化が進み、日常の食料品などの買い物に支障をきたしています。まちづくり懇談会や事業所のアンケートでも、免許返納にともない、外出時の移動手段を心配する声もあがっています。社会資源を活用し、住む場所にかかわらず、買い物や人の移動がスムーズに行えるしくみの整備を目指します。また、公共施設におけるユニバーサルデザインの推進も継続して行います。

	町が取り組む項目（地域福祉計画）
課題	・バス路線の見直しにより廃止や減便が進んでおり、高齢者の移動手段の確保が必要です。 ・誰もが使いやすいユニバーサルデザインのまちづくりを、町全体で進める必要があります。
具体的な取り組み	移動手段の提供 ・地域のニーズに合わせた公共交通体系の整備を推進します。 ・町の周辺部と中心部をつなぐ乗合タクシーを運行します。また、乗合タクシーの更なる利便性の向上を図るため運行内容を検討します。 ・移動販売・買い物代行サービスなどニーズに応じた対応を検討します。 ユニバーサルデザインの推進 ・公共施設、公共空間でのユニバーサルデザイン化を進めます。 ・高齢者や障がい者など住宅改造が必要な世帯の建物改修を促進します。 相談しやすい窓口の機能づくり ・相談窓口の住民への周知を徹底します。

	社会福祉協議会が取り組む項目（地域福祉活動計画）
課題	・地域での移動手段のニーズの把握が不十分のため、ニーズ把握に努める必要があります。
具体的な取り組み	移動手段の確保についての検討協力 ・住民相互の相乗り運動の実施を検討します。 ・福祉車両の活用方法を検討します。 ・買物ボランティアの検討を募ります。 ・移動販売・買い物代行サービスなどニーズに応じた対応を検討します。

事業所・団体の役割	・住宅改修時などに専門的な役割を発揮しましょう（建設士・工務店・介護職など）。 ・移動販売車・買い物代行などのサービスを検討しましょう。 ・閉じこもりがちの人の支援の為に、ミニデイなどの活動に場所を提供しましょう。
地域住民の役割	・利用できる公共交通は積極的に利用しましょう。 ・自分の家の中で、段差や障害物に注意し、通路などを工夫しましょう。 ・公民館での段差解消や洋式便器、手すりを設置したほうが良い箇所を探しましょう。 ・家族や地域で協力して、買物難民が増加しないよう支え合いましょう。 ・閉じこもりがちの人をミニデイなどの活動に誘い、外出を促しましょう。

主な施策⑩ 健康な生活を送る活動の支援

全ての住民が、生涯にわたり健やかで、充実した生活を送るためには、ひとりひとりが健康に関心を持ち、健康づくりと生活習慣病予防・介護予防に取り組むことが大切です。地域ぐるみで声を掛け合い取り組むことで、さらなる健康意識の向上だけでなく、閉じこもりの防止にもつながります。

また、地域のコミュニティで、様々な人と交流を持つことも重要であり、誰もが気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域の話し合いなどを通して新たな活動を生み出す地域の拠点の整備を行います。

このように閉じこもりを防ぎ、健康で自立した生活を継続するため、近隣で気軽に立ち寄ることができ、他者と交流できる居場所の周知や設置への取り組みを引き続き進めます。また、異世代が集う場、健康について学ぶ場の活動の活性化を目指します。

	町が取り組む項目（地域福祉計画）
課題	・サロン、ミニデイ、通いの場については、リーダー的人材の不足や実施場所がないなど、希望があっても実施できないことがあります。 ・広報・啓発活動を行い健康に関する関心を高め、出前講座の参加人数の増加や健康診査の受診率を向上させる必要があります。
具体的な取り組み	サロン活動・ミニデイ活動などの支援 ・サロンやミニデイなどの広報・推進に努めます。 ・住民主体での活動ができるよう、運営などに関するマニュアルを作成します。 ・サロンやミニデイなどの実施の時に、必要に応じて職員の派遣を行います。 ・事業所施設や空家などを有効利用できるように働きかけます。 福祉や健康に関する知識・関心を高める活動の支援 ・福祉や健康に関する出前講座を開催します。 ・高齢者だけでなく、若い層への啓発活動の推進・活動の場づくりに努めます。 ・健康づくりや生活習慣病予防・介護予防に住民が自ら取り組めるよう、健診の場を活用し、健康に関する情報提供や知識の普及啓発に努めます。

	社会福祉協議会が取り組む項目（地域福祉活動計画）
課題	・サロン、ミニデイ、通いの場は地域住民の交流に欠かせない機会となっていますが、活動がない地域もあります。 ・運営する人材の高齢化により、活動そのものが困難になっている地域もあります。 ・福祉健康学習活動について、出前講座の実施回数が少なくなってきています。
具体的な取り組み	<u>サロン活動・ミニデイ活動などの推進</u> ・サロンなどの団体交流会を開催します。 ・地域福祉推進委員研修時にサロン・ミニデイなどの情報提供を行います。 ・サロンボランティア養成講座を実施します。 ・サロン先進地見学会、相互交流会を開催します。 ・サロンへ行くことができない人への対応を検討します。 ・サロンなどの活動がない地域について、啓発や情報提供を行います。 ・性別を問わず、誰もが参加できる居場所づくりを行います。 <u>福祉や健康に関する知識・関心を高める活動の推進</u> ・座談会で出前講座を実施します。
事業所・団体の役割	・サロンやミニデイなどについて、実施場所を提供しましょう。 ・健康づくり活動へ協力しましょう。
地域住民の役割	・サロンやミニデイなどについて、実施場所を提供しましょう。 ・健康づくり活動へ協力しましょう。 ・サロンの開催必要性を理解しましょう。 ・他の地区での活動や先進地での活動の見学を行い、活動内容を工夫しましょう。 ・近隣で参加していない人を誘って、一緒に参加しましょう。 ・健診を受診し、健康づくりに役立てましょう。

基本目標 2. 地域福祉を支える担い手づくり

施策① 誰もが担い手となる人材の育成

地域での福祉活動には、活動を推進する人材が不可欠です。住民一人ひとりが、地域福祉の担い手になるために住民の福祉力の向上を図ることが重要です。

そのためにも地域福祉推進委員などによる広報活動を行い、地域の福祉活動への住民参加を促進し、互助を推進するための教育プログラムを実施します。

「手助けを行いたいけどどのようにしたらよいかわからない」などの、潜在的なボランティアの人材を活用する支援サービスの仕組みやコーディネーターの配置も検討します。また、福祉に携わる専門職の人材も不足するなかで、地域で活動できる担い手の育成を推進します。

	町が取り組む項目（地域福祉計画）
課題	・ 地区の活動を担うリーダー的人材が不足しているため、各種活動を実施できない地区があります。
具体的な取り組み	地域福祉推進委員の育成支援 ・ 福祉活動の大切さを認識してもらう、広報活動を行います。 ・ 無理をしない地域の支え合いの意識向上を推進します。 住民参加型生活支援サービスの開発支援 ・ 地域住民が自らの地域のために行う生活支援サービスの仕組みづくりを行います。 ・ 生活支援コーディネーターの適正配置を行います。 ボランティアの育成支援 ・ 広報紙、ホームページでの広報・啓発を行います。 ・ 人材の育成、発掘を行います。

	社会福祉協議会が取り組む項目（地域福祉活動計画）
課題	・地区の活動をになうリーダー的人材が不足しているため、各種活動を実施できない地区があります。
具体的な取り組み	地域福祉推進委員の育成 ・福祉活動の大切さを認識して頂くため広報活動を行います。 ・地域福祉推進委員の委嘱、研修を行います。 ・活動支援マニュアルを作成します。 ・地域福祉推進委員を住民へ浸透させ、住民と連携した取り組みを進めます。 住民参加型生活支援サービスの開発推進 ・生活支援サポーターが活躍できる機会づくりを行います。 ・地区に応じた支援の仕組みづくりを行います。 ボランティアの育成推進 ・ワークキャンプを実施します。 ・ボランティア協力校での福祉体験プログラムを実施します。 ・福祉学習出前講座を実施します。 ・ボランティア養成講座を開催します。 ・ボランティアの活動の「場」を開拓します。 ・退職者の地域活動の場をつくれます。 ・ボランティア連絡協議会の活動を支援します。
事業所・団体の役割	・出前講座への講師派遣に協力しましょう。 ・ボランティアの活躍の場として施設や事業所でのボランティア機会を提供しましょう。
地域住民の役割	・福祉活動に関心を持ちましょう。 ・行政区長、民生委員児童委員、地域福祉推進委員と協力し、地域の支え合い活動を行いましょう。 ・各種養成講座や出前講座に参加しましょう。 ・地域活動やボランティアに参加しましょう。

主な施策② 地域でできる支援体制の促進

生活支援のニーズは、核家族化や共働き世帯や高齢者の増加などにより多様化しています。また、支援を受ける人と支援を行う人とのバランスも均一ではなく、ニーズに応じたサービスの提供が困難になってきています。

町では地区担当職員制度などをはじめ住民と連携して、地域課題を解決する仕組みを取り入れています。この活動を活発化させるためにも、住民へ周知を行い、制度を活用した地域課題解決の取り組みと並行して生活課題の解決を進めます。また、地域福祉の基本である、自助・互助・共助・公助についても、地域に寄り添って取り組むことができるように、地域福祉人材の育成・発掘をはじめ、様々な支援を行います。

	町が取り組む項目（地域福祉計画）
課題	- 地区担当職員制度を住民へ浸透させ、住民と連携した取り組みを進める必要があります。 - 支援を行う側の数が少ないため、人員の確保を行う必要があります。
具体的な取り組み	人材の育成・発掘支援 - 行政区長、民生委員児童委員、地域福祉推進委員と協力しながら、将来を見据えた地域の核となる人材の育成や発掘の支援を行います。 - 高齢化などにより担い手が不足する地域の周辺地域では、地域を越えて支え合い活動を行うことができる取り組みを検討し、その人材確保に努めます。 地区担当職員制度の活用など - 地区担当職員制度の活用方法を周知し、行政と地域が一体となって地域活動へつなげる取り組みを行っていきます。 - ボランティア連絡協議会との連携を強化し、地域支援を行います。

	社会福祉協議会が取り組む項目（地域福祉活動計画）
課題	・人材不足や担い手不足などの問題があり、身近な地域住民同士での支え合いの仕組みを作ることが必要です。
具体的な取り組み	人材育成・発掘・活動の場の提供 ・地域で核となる人材の育成と発掘を行います。 ・ボランティアセンターと各種事業所との連携を強化します。 ・各種養成講座修了者の活躍の場を関係機関と連携して広げます。 支え合いの意識づくり推進 ・先進地域の取り組みを取り入れながら、地域住民の支え合いの意識づくりを進めます。

事業所・団体の役割	・ボランティア活動に積極的に参加しましょう。 ・地域福祉に関する知識を地域住民へ普及し、地域の人材育成に協力しましょう。
地域住民の役割	・地区担当職員制度を理解し、町と連携して地域福祉の推進を行いましょう。 ・支え合いの意識を持ち、地域で困っている人がいたら助け合いましょう。 ・生活上で困っている方へ積極的に声掛けをしましょう。

基本目標 3. 互いに支え合う絆づくり

施策① 活発な地域コミュニティ活動の継続支援

忙しくて参加できない、参加するきっかけがないなどの理由で、今まで参加していない人が参加できる場を検討し、世代を超えた多くの住民の交流の場となる行事などのイベントの開催を行う必要があります。

町、社会福祉協議会、関係機関などが連携して、住んでいる地域に関係なく、活発な地域コミュニティ活動が行われるように支援を行い、支え合いの基本となる、日常のコミュニケーションの促進をはかります。

また、地域共生社会の実現に向けて、住民同士の支え合いは重要な要素になります。そのためにも、地域における住民のつながりを強化し、地域活動を活発にしていくことで実現を目指します。

	町が取り組む項目（地域福祉計画）
課題	・町全体の人口は増加していますが、周辺地域では人口減少・超少子高齢化が進んでいます。その中でコミュニティ活動の果たす役割は重要であると考えられるため、活発な活動を支援していく必要があります。 ・小地域福祉活動推進地区に指定されていても、活動が活発に行われていない地区もあるため、活動の推進を支援する必要があります。 ・新たに住宅が増えた地域、組外の世帯や地域では、自治会などのコミュニティをつくる必要があります。 ・人口減少で担い手が不足する地域では、周辺地域と連携したコミュニティづくりが必要になります。
具体的な取り組み	コミュニティ活動の支援 ・地区担当職員制度を住民に知ってもらい、地域コミュニティ活動への支援を拡充していきます。 ・コミュニティ活動内容を住民へ広報し、活動の活性化につなげます。 ・地区の住民が楽しめるイベント開催を支援し、交流を深めます。 ・地域活動の盛んな地区への見学を通して、活動の好事例を紹介します。 ・新たに住宅が増えた地域、組外の世帯や地域では、コミュニティづくりや住民参加の機会づくりを行います。 ・人口減少で担い手が不足する地域では、周辺地域と連携したコミュニティづくりの取り組みを行います。 小地域福祉活動事業の支援 ・社会福祉協議会との連携、協働し、推進して行きます。 ・社会福祉協議会の発展・強化に協力して行きます。 ・小地域福祉活動推進地区の活動を支援し、活動の活性化につなげます。 ・小地域福祉活動推進地区未指定区への説明を行います。

	社会福祉協議会が取り組む項目（地域福祉活動計画）
課題	・地域に関心がない住民も増えており、コミュニティ活動の意識啓発に努める必要があります。 ・地域福祉活動支援の制度は充実してきていますが、そのため柔軟性や主体性が発揮しづらくなっており、柔軟性や主体性を発揮できるような仕組みづくりが必要です。
具体的な取り組み	<u>コミュニティ活動の推進支援</u> ・地域の情報収集・整理を行い、コミュニティ活動を推進します。 ・地域福祉活動の啓発を行います。 ・地域での交流活動を支援します。 ・座談会で活動のコミュニティ活動の情報共有を行います。 ・社会福祉協議会の広報紙で活動事例を紹介します。 ・十分なコミュニティが形成されていない地域においては、新たなコミュニティづくりの支援を行います。 <u>小地域福祉活動事業の推進支援</u> ・小地域福祉活動事業の啓発を行います。 ・小地域福祉活動推進地区の事例紹介や支援を行います。 ・住民座談会の支援を行います。 ・ファシリテーター^{※1}として座談会などで支援します。 ・ファシリテーション技術^{※2}の向上を図ります。 ・地域福祉活動コーディネーターの適正設置・育成を行います。 ※1 座談会などの会を円滑に進める進行役（司会） ※2 座談会などの会を円滑に進め、意見をまとめるための技術
事業所・団体の役割	・近隣地区でのコミュニティ活動への参加・交流を行きましょう。 ・従業者へ地域コミュニティ活動への理解を深める取り組みをしましょう。
地域住民の役割	・地域のコミュニティ活動に参加し、交流を深めよう。 ・現在行っている地域行事に福祉的要素を取り入れるように工夫しましょう。 ・座談会に参加し地域の活動に興味を持ちましょう。 ・他の地区との情報交換を積極的に行いましょう。

施策② まちがつながる交流の場づくり

過疎化や超少子高齢化が進んでいる地域や地域でのつながりをあまり持たないなど、各地域のコミュニティの抱える課題は様々にあります。住んでいる地域のコミュニティだけではなく生活圏域を超えた、近隣の地域間での交流を行っていくことが重要になります。

また、活動の恒常化を防ぎ、新たな取り組みを促進するために、様々な意見や事例を取り入れる必要があります。地域内や地域間での交流の場をつくり、魅力ある活動を行うためのネットワークづくりを目指します。

	町が取り組む項目（地域福祉計画）
課題	地域間だけでの活動だけではなく、周辺地域や好事例地域と交流・連携し地域力を向上させ、周辺地域の人口減少・超少子高齢化の中、地域全体で支え合いの意識を持つ必要があります。
具体的な取り組み	地域間交流の支援 - 地域活動の先進地の見学・交流会を支援します。 - 高齢化などにより、地域コミュニティの持続が困難となる地域においては、周辺地域と交流を図り、地域の枠を越えて支え合い活動ができるような体制づくりを行います。 - 地域の実情に合わせて地域コミュニティづくりを行っている地域の情報が共有できるよう、地域の情報を発信します。

	社会福祉協議会が取り組む項目（地域福祉活動計画）
課題	・地域間だけでの活動だけではなく、周辺地域や好事例地域と交流・連携し地域力を向上させ、周辺地域の人口減少・超少子高齢化の中、地域全体で支え合いの意識を持つ必要があります。
具体的な取り組み	地域間交流会の実施 ・地域活動の先進地の見学・交流会を行います。 ・事業所が行う地域活動に対しての相談援助を行います。 ・地域と事業所のコーディネートを行います。

事業所・団体の役割	・近隣の多くの地域住民が集えるイベントなどを開催しましょう。 ・事業所拠点のある周辺の環境美化に努め、地域活動に率先して協力しましょう。 ・開かれた事業所づくりに努めましょう。 ・地域住民に積極的に挨拶をしましょう。
地域住民の役割	・地域活動の先進地見学・交流会へ参加しましょう。 ・事業所の従業員や利用者へ積極的に挨拶をしましょう。

施策③ 福祉関係者の交流推進

虐待、貧困、ひきこもりなど、複雑化する問題に対しては多機関の協議・連携による包括的な支援が必要となる課題が増加してきています。町、社会福祉協議会、NPO や社会福祉法人などの間の情報共有は、さまざまな課題を解決するために今後ますます必要になってくると思われます。またそれだけではなく、その他の福祉を支える事業者との連携を強め、相互協力を行うことにより、安定的な地域福祉体制の構築を目指します。

	町が取り組む項目（地域福祉計画）
課題	情報共有の場が少ないため、様々な問題を解決していくために、連携を深めていく必要があります。
具体的な取り組み	福祉関係者交流支援 - 福祉事業所やNPO、福祉関連団体間の相互協力の支援を行います。 - 交流会を開催し、交流会などの参加を促します。 - 在宅医療・介護における多職種連携強化に向け、研修会を実施します。

	社会福祉協議会が取り組む項目（地域福祉活動計画）
課題	- 福祉関係者の活動は、地域にとって不可欠であり、地域の期待も高いことから、団体間の連携や情報共有などが必要です。 - 健康づくりや介護をテーマにした座談会の実施に向けて、役場・地域包括支援センターとの連携が必要となっています。
具体的な取り組み	福祉関係者交流の場の提供 - 当事者相互の情報交換と交流を目的とした団体結成に向けた支援をします（在宅介護者の会、ひきこもり家族の会など）。 - 当事者団体の運営や団体間交流活動を支援します。 - 関係協力団体と課題の共有を行い、生活課題の把握に努めます。 - 事業所や NPO 団体間で情報共有ができるネットワークづくりを行います。
事業所・団体の役割	- 事業所間の情報交換や相互協力を行いましょう。 - 事業所間の職員の交流を図りましょう。 - 事業所間の専門職同士の勉強会などを企画しましょう。
地域住民の役割	- 地域活性化のための団体を組織化しましょう。 - 事業所の専門職などを地域活動に活用しましょう。

第5章 計画の進め方

1. 進行管理

●多機関による進捗確認

各分野において、施策の実施と目標に向けた取り組みを計画的に実施することが必要です。また、本計画が福祉に関する上位計画となるため、それぞれの機関の取り組みが、本計画に基づくものになるよう、定期的な確認が必要です。半年に1回程度、施策の実施に向けた具体的手順や進捗確認などを関係多機関で協議する場を設け、更なる連携で施策を推進します。

●地域福祉計画等推進委員会

年度ごとに、取り組み状況と目標達成に向けた進捗状況を確認・評価するとともに、今後の地域福祉推進に対する提案を次年度以降に反映させます。また、各委員から実践活動状況の報告をいただくなど、地域福祉推進に関わる情報交換も行い、町全体の将来像を見据えた地域福祉を推進するため方向性などを協議する場とします。

※地域福祉計画策定委員を地域福祉計画等推進委員として委嘱することで、継続して地域福祉計画並びに地域福祉活動計画の進捗状況を確認し、評価を行います。

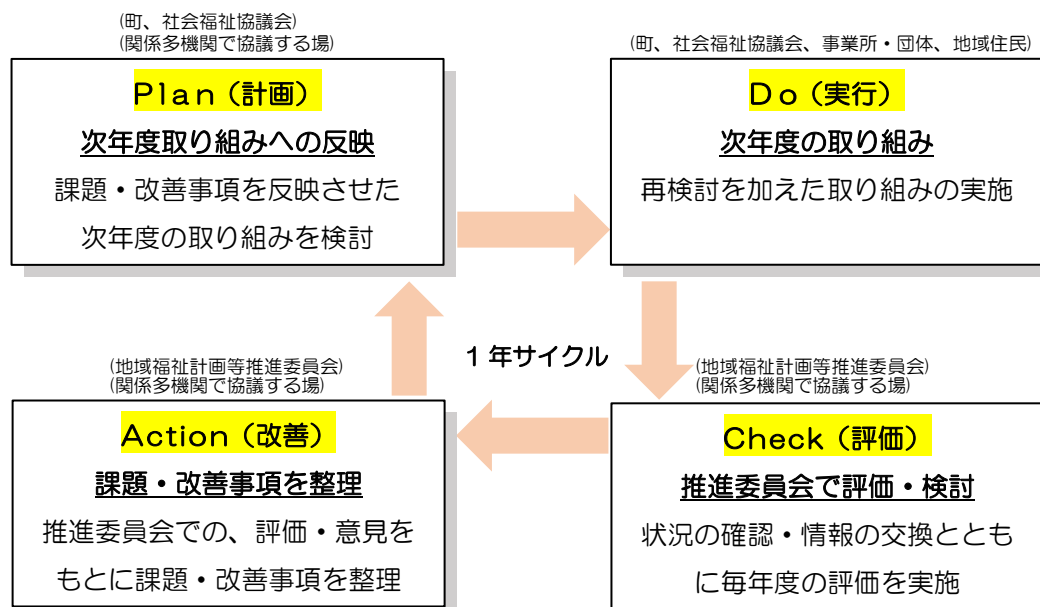
場合によっては、第三者の意見も取り入れ地域福祉推進の活性化を行います。

※目標の評価方法

- ・数値で表せる事項については、数値のみでなく、目標達成に向けた取り組みや地域ニーズの変化など総合的な視点で評価します。
- ・数値として表せない事項については、評価指標の目的に沿った取り組みや地域ニーズに合致しているかなど総合的な視点で評価します。

2. 計画推進のPDCAサイクル

本計画を推進するにあたって「PDCAサイクル」を確立し、計画策定から実施、評価、改善を行います。



資料編

1. 近年の大津町の状況

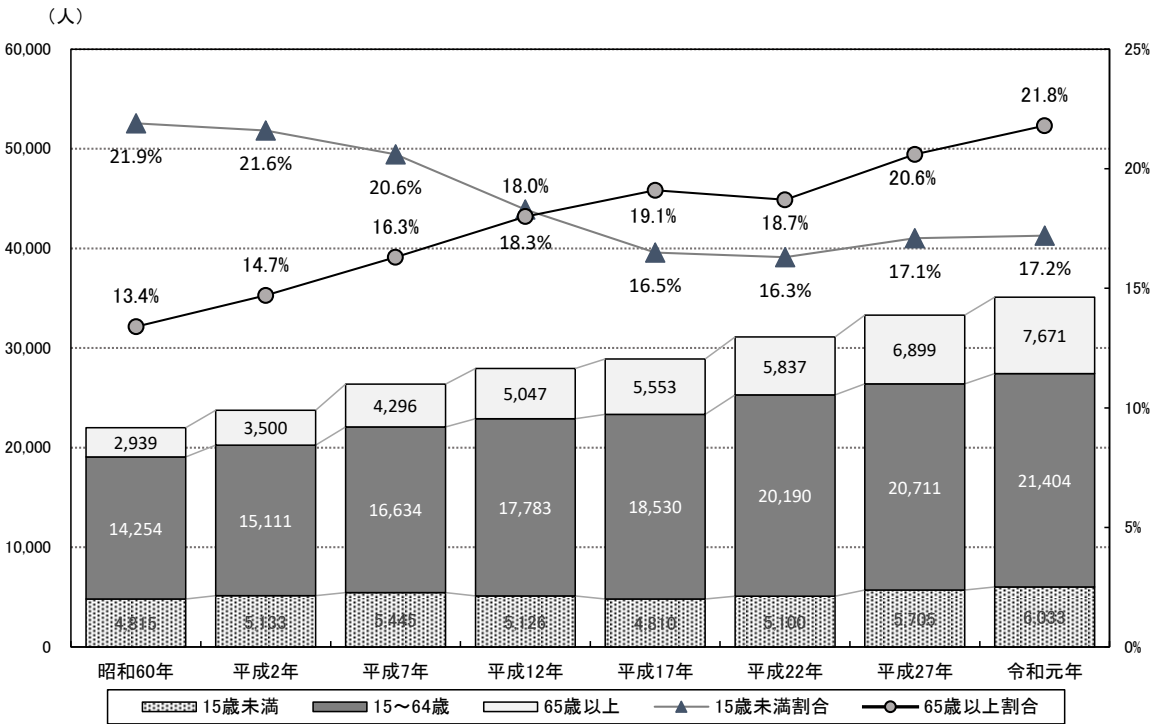
(1) 人口の状況

①人口の推移と高齢化率

住宅団地開発などが進み、総人口は増加しています。年齢構成をみると、15 歳未満は 5,000 人前後で推移しているものの、高齢化率は徐々に上がってきています。

大津町全体の高齢化率は 20.6%と全国と比べても高くはありませんが、行政区毎にみると、高齢化率 30%以上が 36 地区、そのうち 22 地区が 40%以上になっており、町の南部や北部での高齢化が依然進んでいます。

【年齢区分別の人口の推移と高齢化率等の推移】



	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和元年
総人口	22,008 人	23,744 人	26,376 人	28,021 人	29,107 人	31,234 人	33,452 人	35,108 人
15 歳未満	4,815 人	5,133 人	5,445 人	5,126 人	4,810 人	5,100 人	5,705 人	6,033 人
15～64 歳	14,254 人	15,111 人	16,634 人	17,783 人	18,530 人	20,190 人	20,711 人	21,404 人
65 歳以上	2,939 人	3,500 人	4,296 人	5,047 人	5,553 人	5,837 人	6,899 人	7,671 人
15 歳未満割合	21.9%	21.6%	20.6%	18.3%	16.5%	16.3%	17.1%	17.2%
65 歳以上割合	13.4%	14.7%	16.3%	18.0%	19.1%	18.7%	20.6%	21.8%

出典：国勢調査（昭和 60 年～平成 27 年）・住民基本台帳（令和元年）

【地区別高齢化率(世帯数含)】

地区名	3歳以下	4歳以上 19歳以下	20歳以上 64歳以下	65歳以上	地区人口合 計	高齢化率	成人と高齢 者の比率	世帯数	平均 世帯員数
1 内牧	3	16	54	81	154	52.60%	60.00%	58	2.66
2 外牧	1	4	55	74	134	55.22%	57.36%	55	2.44
3 錦野	1	15	79	102	197	51.78%	56.35%	85	2.32
4 鳥子川	0	8	16	28	52	53.85%	63.64%	25	2.08
5 岩坂	8	46	235	232	521	44.53%	49.68%	201	2.59
6 瀬田	3	9	38	46	96	47.92%	54.76%	35	2.74
7 大林	7	63	249	225	544	41.36%	47.47%	227	2.40
8 吹田	1	21	91	82	195	42.05%	47.40%	75	2.60
9 森	10	37	165	113	325	34.77%	40.65%	122	2.66
10上陣内	5	38	122	67	232	28.88%	35.45%	86	2.70
11中陣内	28	86	316	146	576	25.35%	31.60%	236	2.44
12下陣内	23	79	287	155	544	28.49%	35.07%	199	2.73
16鍛冶	8	115	326	119	568	20.95%	26.74%	209	2.72
13町	14	45	157	110	326	33.74%	41.20%	117	2.79
14下町	8	20	97	91	216	42.13%	48.40%	81	2.67
15中島	1	13	59	57	130	43.85%	49.14%	54	2.41
29上猿渡	3	6	33	24	66	36.36%	42.11%	25	2.64
30下猿渡	0	1	33	40	74	54.05%	54.79%	35	2.11
31御所原	1	21	48	58	128	45.31%	54.72%	51	2.51
32馬場	4	29	72	35	140	25.00%	32.71%	47	2.98
33宮本	1	27	86	49	163	30.06%	36.30%	64	2.55
34多々良	6	10	38	39	93	41.94%	50.65%	30	3.10
35仮宿	2	6	46	42	96	43.75%	47.73%	35	2.74
36古城	0	1	11	15	27	55.56%	57.69%	10	2.70
37米山	0	0	1	14	15	93.33%	93.33%	10	1.50
38真木	6	6	70	89	171	52.05%	55.97%	86	1.99
39御願所	1	11	33	44	89	49.44%	57.14%	33	2.70
40上中	4	23	97	78	202	38.61%	44.57%	73	2.77
41下中	8	35	120	74	237	31.22%	38.14%	80	2.96
42片俣	3	16	61	61	141	43.26%	50.00%	55	2.56
43小林	3	25	73	81	182	44.51%	52.60%	70	2.60
44今村	5	14	65	63	147	42.86%	49.22%	52	2.83
45杉下	11	32	108	71	222	31.98%	39.66%	78	2.85
46杉上	7	21	92	80	200	40.00%	46.51%	79	2.53
47上の原	9	38	136	41	224	18.30%	23.16%	95	2.36

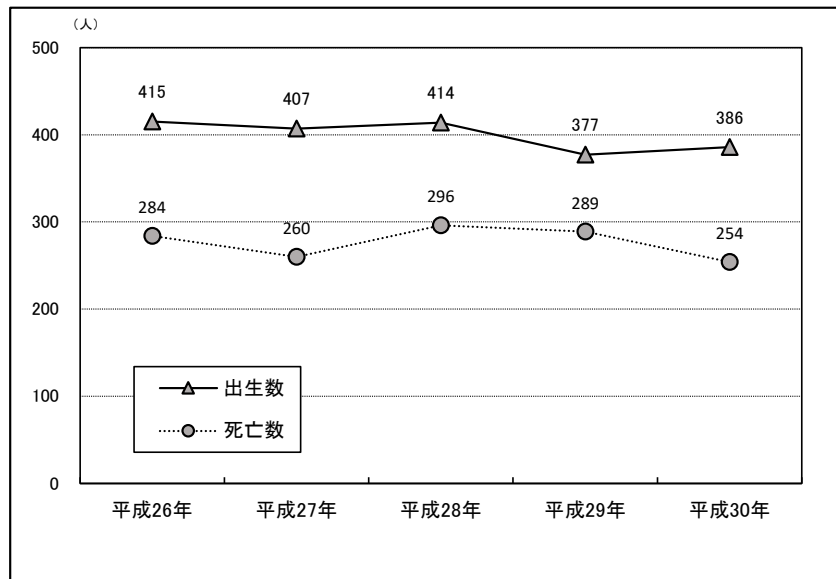
大津町社会福祉協議会令和元年 6 月 17 日作成

地区名	3歳以下	4歳以上 19歳以下	20歳以上 64歳以下	65歳以上	地区人口合 計	高齢化率	成人と高齢 者の比率	世帯数	平均 世帯員数
48 源場	14	49	187	93	343	27.11%	33.21%	166	2.07
49 護東	0	2	20	11	33	33.33%	35.48%	17	1.94
組外	52	159	536	97	844	11.49%	15.32%	418	2.02
51 つつじ台	27	133	531	162	853	18.99%	23.38%	380	2.24
52 桜丘	13	78	296	137	524	26.15%	31.64%	201	2.61
57 大津東	43	179	821	506	1,549	32.67%	38.13%	664	2.33
61 立石	13	38	164	133	348	38.22%	44.78%	169	2.06
62 後迫	67	149	522	182	920	19.78%	25.85%	321	2.87
63 上鶴	35	159	535	231	960	24.06%	30.16%	422	2.27
64 上鶴南	20	86	257	127	490	25.92%	33.07%	198	2.47
65 上大津	45	92	448	152	737	20.62%	25.33%	327	2.25
84 楽善	62	184	594	170	1,010	16.83%	22.25%	368	2.74
85 日吉ヶ丘	13	59	317	101	490	20.61%	24.16%	205	2.39
67 西嶽	19	84	148	79	330	23.94%	34.80%	131	2.52
68 水源町西窪	4	24	103	59	190	31.05%	36.42%	90	2.11
69 松古閑塘町	4	20	110	85	219	38.81%	43.59%	94	2.33
70 中央	19	58	204	91	372	24.46%	30.85%	161	2.31
71 中学通り	55	160	499	129	843	15.30%	20.54%	335	2.52
72 駅通	21	71	274	103	469	21.96%	27.32%	244	1.92
73 室東	63	177	660	185	1,085	17.05%	21.89%	484	2.24
74 室北	87	253	825	229	1,394	16.43%	21.73%	546	2.55
75 室西	47	171	734	270	1,222	22.09%	26.89%	592	2.06
76 北出口	58	116	369	75	618	12.14%	16.89%	226	2.73
77 あけぼの	31	226	474	121	852	14.20%	20.34%	332	2.57
78 灰塚	6	32	120	89	247	36.03%	42.58%	85	2.91
79 新	108	289	1,116	249	1,762	14.13%	18.24%	731	2.41
80 引水	47	254	694	293	1,288	22.75%	29.69%	493	2.61
81 高尾野	18	71	256	128	473	27.06%	33.33%	204	2.32
82 新小屋	1	13	61	36	111	32.43%	37.11%	43	2.58
83 引水東	172	466	1,469	180	2,287	7.87%	10.92%	842	2.72
86美咲野一丁目	19	362	494	47	922	5.10%	8.69%	256	3.60
86美咲野二丁目	20	197	380	55	652	8.44%	12.64%	198	3.29
86美咲野三丁目	68	529	759	81	1,437	5.64%	9.64%	413	3.48
86美咲野四丁目	59	333	392	7	791	0.88%	1.75%	201	3.94
その他施設	0	61	175	197	432	45.60%	53.10%	435	0.99
合計	1,525	6,271	19,113	7,616	34,524	22.06%	28.49%	13,865	2.49

②自然動態

大津町の出生数は平成 29 年に減少していますが平成 30 年にはやや増加しています。死亡数については平成 28 年以降減少傾向にあります。一貫して出生数が死亡数を上回る自然増の状態が続いています。平成 30 年は、出生数 386 人に対し死亡数 254 人で 132 人の自然増となっています。

【出生数と死亡数の推移（自然態）】



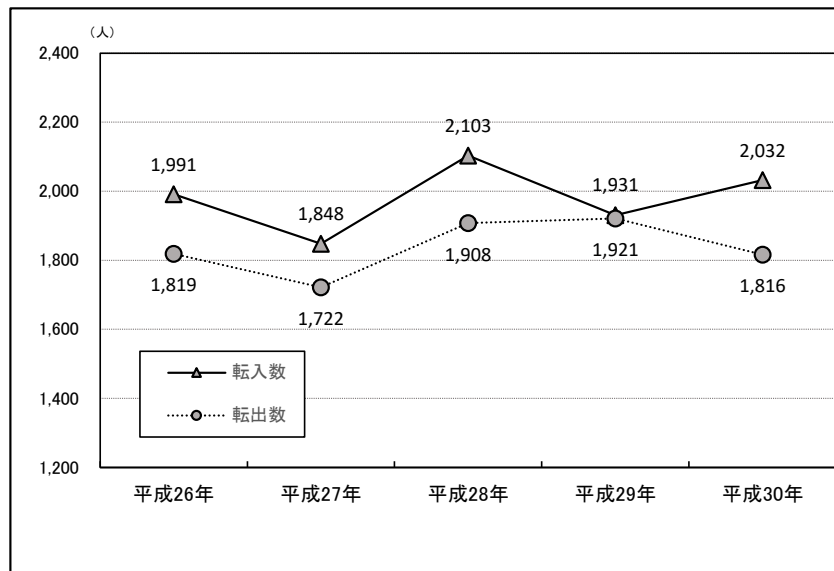
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
出生数	415	407	414	377	386
死亡数	284	260	296	289	254
増減	131	147	118	88	132

出典：熊本県推計人口調査（各年 10 月 1 日）

③社会動態

大津町の転入数と転出数は、平成 26 年以降転入数が転出数を上回る社会増の状態が続いていますが、平成 29 年は転入数と転出数がほぼ同数となっています。平成 30 年は、転入数 2,032 人に対し転出数 1,816 人と、216 人の社会増となっています。

【転出数と転入数の推移（社会動態）】



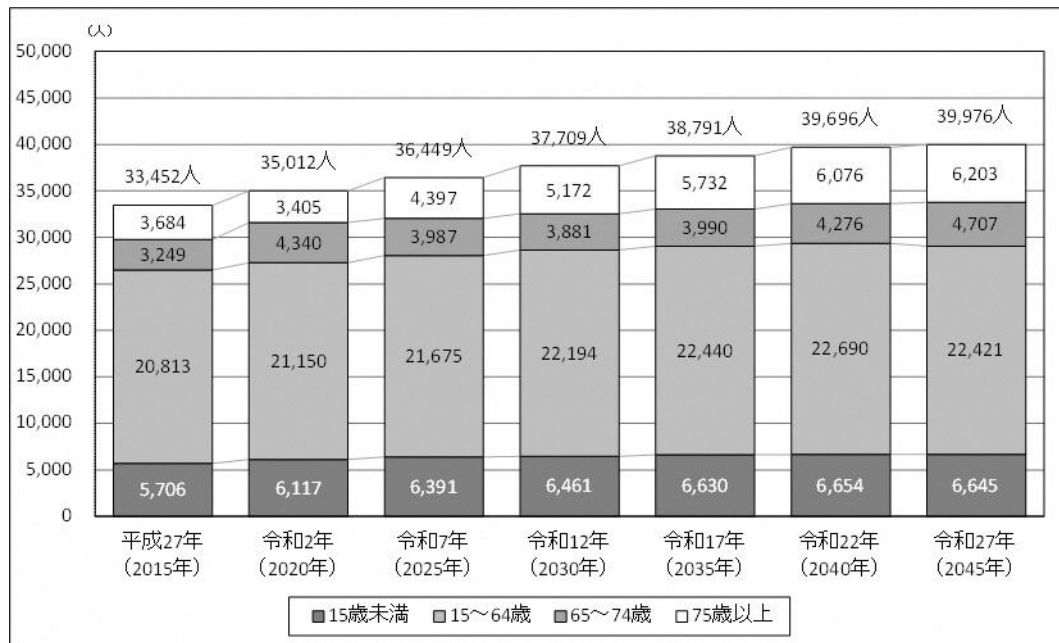
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
転入数	1, 991	1, 848	2, 103	1, 931	2, 032
転出数	1, 819	1, 722	1, 908	1, 921	1, 816
増減	172	126	195	10	216

出典：熊本県推計人口調査（各年 10 月 1 日）

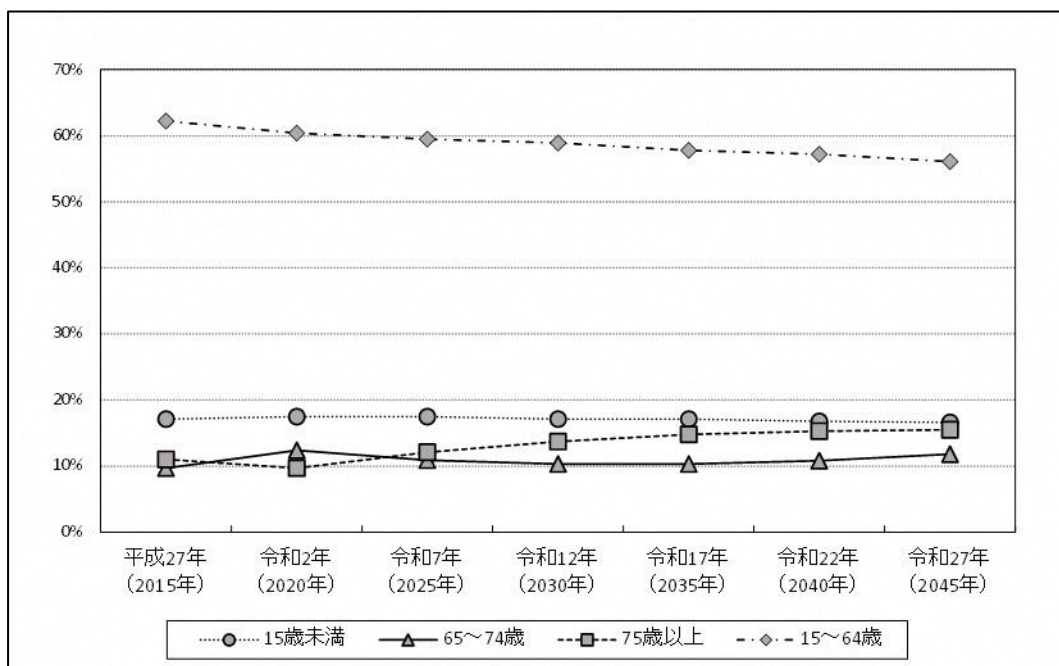
④将来人口推計

大津町の人口推計は、全ての年齢区分において増加傾向となっています。令和22年からは、現役世代の15歳～64歳の人口が減少し、65歳以上の人口が増加するため、更に高齢化が進みます。

【年齢区分別の将来人口の推移】



【年齢4区分別の人口の推計(割合)】



	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
15 歳未満	5,706	6,117	6,391	6,461	6,630	6,654	6,645
15～65 歳未満	20,813	21,150	21,675	22,194	22,440	22,690	22,421
65～74 歳未満	3,249	4,340	3,987	3,881	3,990	4,276	4,707
75 歳以上	3,684	3,405	4,397	5,172	5,732	6,076	6,203
合計	33,452	35,012	36,449	37,709	38,791	39,696	39,976
15 歳未満（割合）	17.1%	17.5%	17.5%	17.1%	17.1%	16.8%	16.6%
65 歳以上（割合）	20.8%	22.1%	23.0%	24.0%	25.1%	26.1%	27.3%
75 歳以上（割合）	11.0%	9.7%	12.1%	13.7%	14.8%	15.3%	15.5%

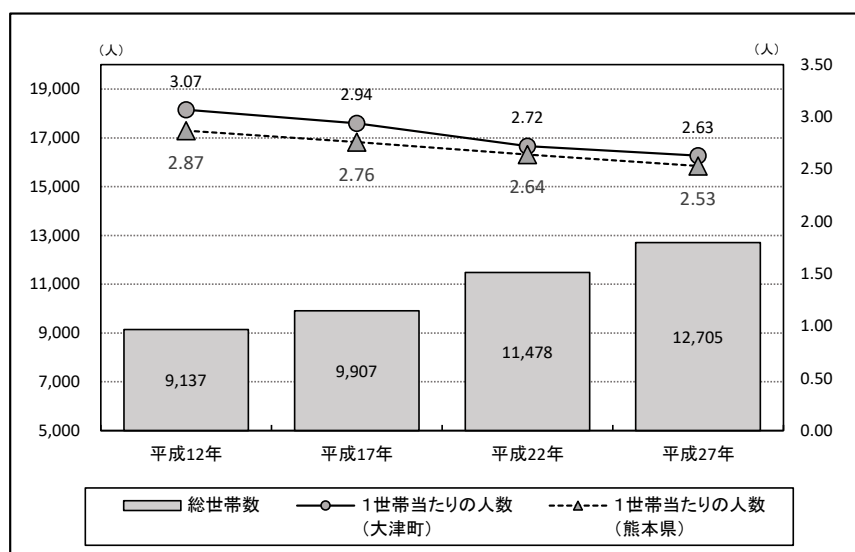
出典：大津町人口ビジョン（令和 2 年 3 月改定）

（２）世帯の状況

①世帯状況

世帯数をみると増加傾向にあります。一戸あたり人員数は減少傾向にあります。
また、熊本県の一戸あたり人員数と比較すると本町は多い傾向にあります。

【世帯数の推移】



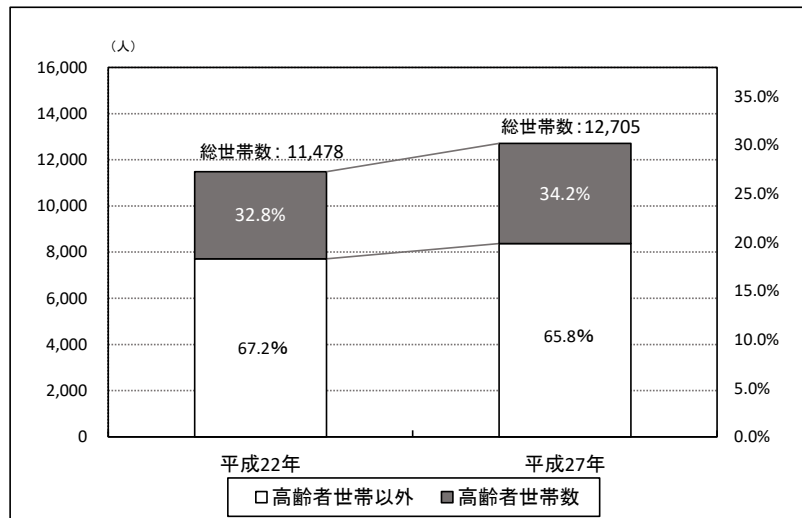
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総世帯数	9,137	9,907	11,478	12,705
1 世帯あたりの人数 （大津町）	3.07	2.94	2.72	2.63
1 世帯あたりの人数 （熊本県）	2.87	2.76	2.64	2.53

出典：国勢調査（各年 10 月 1 日）

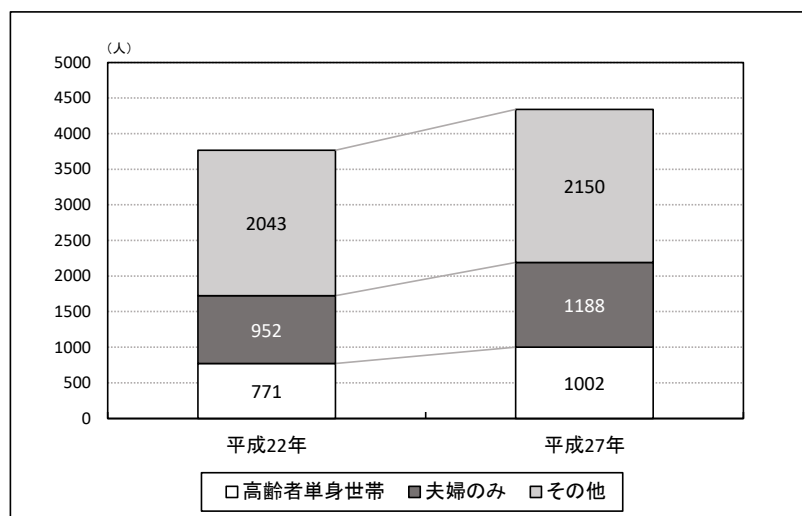
②高齢者世帯

総世帯数に占める高齢者世帯の割合は、上昇傾向にあります。また、高齢者世帯についてみると、単独または夫婦のみの世帯が、割合・実数ともに増加してきています。

【高齢者世帯数の推移】



【高齢者世帯の状況】

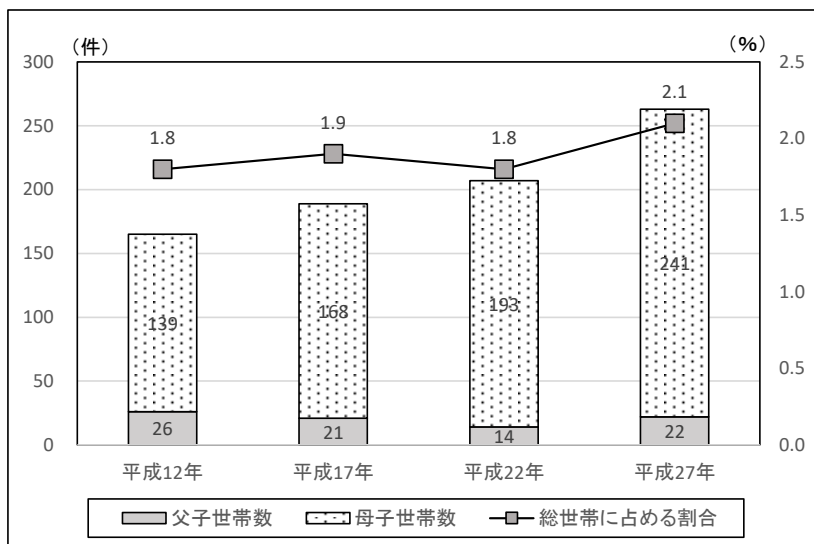


出典：国勢調査（各年10月1日）

③ひとり親世帯

平成 12 年からの 15 年間の母子・父子世帯数の推移をみると、父子世帯が平成 22 年まで減少傾向にありましたが、平成 27 年に 22 件と増加しています。母子世帯数は、増加傾向にあり平成 27 年は 241 件となっています。ひとり親の総世帯に占める割合は平成 27 年に 0.3 ポイント増加しています。

【ひとり親世帯数の推移】



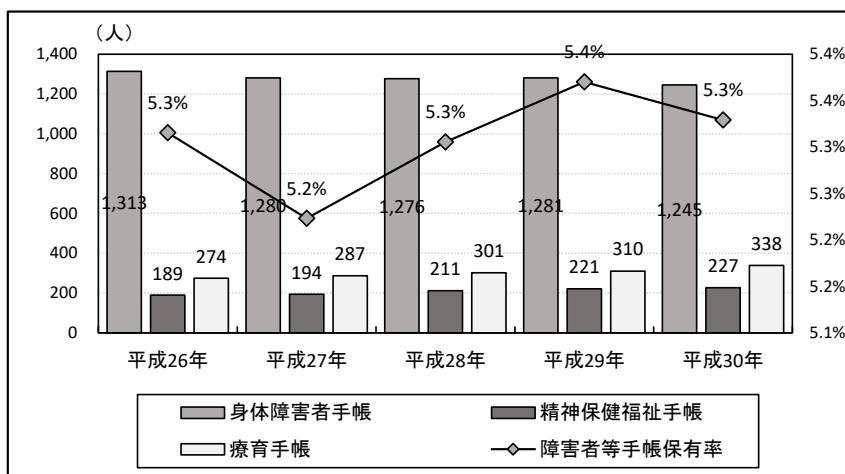
出典：国勢調査（各年 10 月 1 日）

(3) 支援を必要とする人たちの状況

①障がいに関する状況

身体障害者手帳保有者数は、1,300 人前後で推移しています。また、精神保健福祉手帳、療育手帳の保有者も増加傾向です。

【障がいに関する状況】

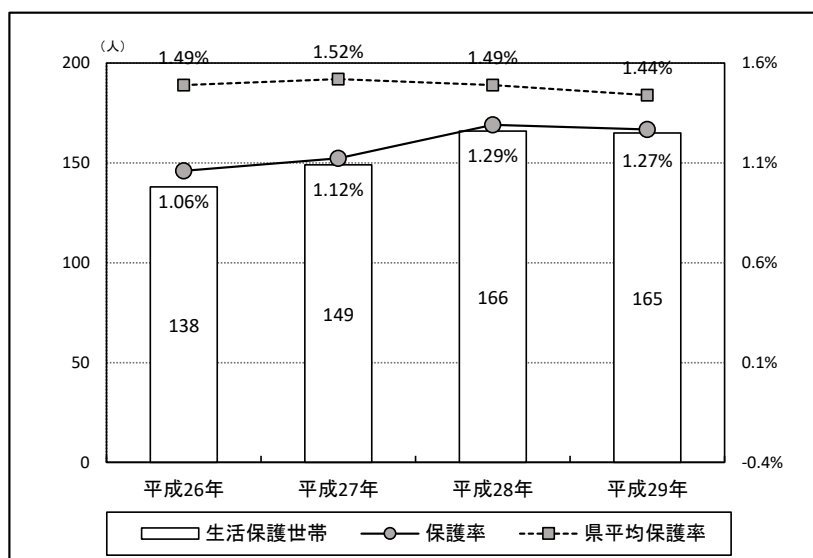


出典：大津町

②生活保護の状況

生活保護世帯は、近年横ばい傾向にあります。また、生活保護率は県に比べて低い水準で推移しています。

【生活保護世帯の状況】

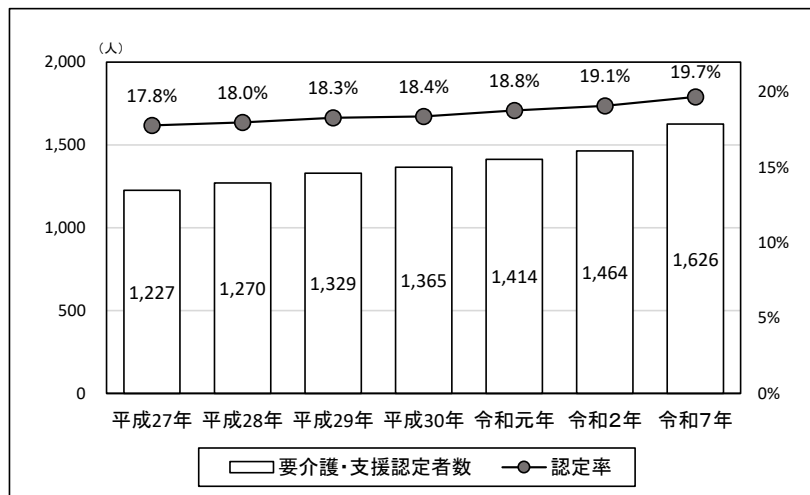


出典：熊本県の生活保護（平成 29 年度統計）、熊本県菊池福祉事務所集計

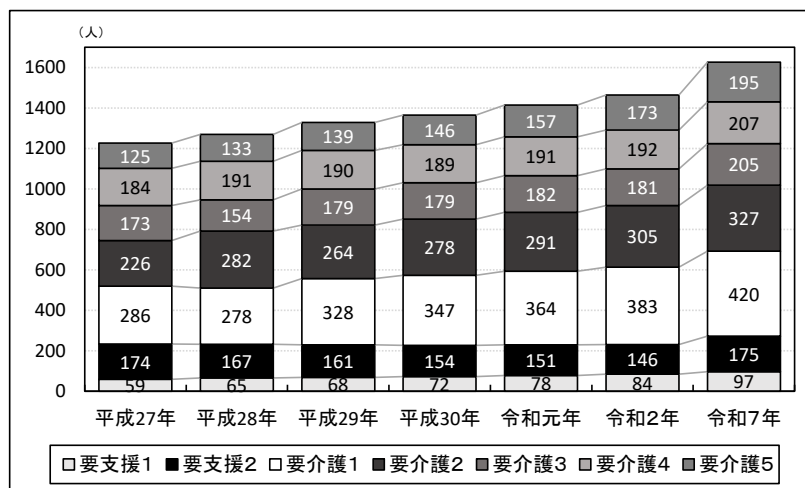
③要介護（支援）認定者数の状況

要介護・要支援認定者数は、年々増加傾向にあります。また、令和9年では、認定者数が1,600人を超える見込みです。

【要介護・支援認定者数の推移及び将来推計】



【要介護度別認定者数の推移及び将来推計】



出典：第7期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（令和元年度は6月末時点）

資料：行政区状況

行政区番号	人口			世帯数			高齢化率			地域福祉
地区名	H26年度	R元年度	増減率(%)	H26年度	R元年度	増減率(%)	H26年度	R元年度	増減率(%)	推進委員
1 内牧	199	154	▲ 22.6	62	58	▲ 6.5	35.2%	52.6%	17.4	
2 外牧	150	134	▲ 10.7	58	55	▲ 5.2	46.0%	55.2%	9.2	2人
3 錦野	232	197	▲ 15.1	83	85	2.4	39.7%	51.8%	12.1	2人
4 鳥子川	63	52	▲ 17.5	28	25	▲ 10.7	39.7%	53.8%	14.1	1人
5 岩坂	547	521	▲ 4.8	201	201	0.0	38.8%	44.5%	5.7	2人
6 瀬田	108	96	▲ 11.1	35	35	0.0	43.5%	47.9%	4.4	
7 大林	619	544	▲ 12.1	229	227	▲ 0.9	33.9%	41.4%	7.5	1人
8 吹田	215	195	▲ 9.3	75	75	0.0	38.6%	42.1%	3.5	1人
9 森	360	325	▲ 9.7	135	122	▲ 9.6	31.4%	34.8%	3.4	
10上陣内	254	232	▲ 8.7	85	86	1.2	25.2%	28.9%	3.7	1人
11中陣内	585	576	▲ 1.5	227	236	4.0	23.2%	25.3%	2.1	
12下陣内	561	544	▲ 3.0	203	199	▲ 2.0	25.5%	28.5%	3.0	2人
16鍛冶	636	568	▲ 10.7	214	209	▲ 2.3	14.9%	21.0%	6.1	2人
13町	273	326	19.4	100	117	17.0	35.2%	33.7%	▲ 1.5	2人
14下町	230	216	▲ 6.1	82	81	▲ 1.2	39.1%	42.1%	3.0	2人
15中島	150	130	▲ 13.3	58	54	▲ 6.9	36.0%	43.8%	7.8	1人
29上猿渡	70	66	▲ 5.7	27	25	▲ 7.4	35.7%	36.4%	0.7	1人
30下猿渡	94	74	▲ 21.3	35	35	0.0	42.6%	54.1%	11.5	
31御所原	133	128	▲ 3.8	51	51	0.0	37.6%	45.3%	7.7	1人
32馬場	146	140	▲ 4.1	48	47	▲ 2.1	20.5%	25.0%	4.5	1人
33宮本	174	163	▲ 6.3	60	64	6.7	23.0%	30.1%	7.1	
34多々良	95	93	▲ 2.1	29	30	3.4	30.5%	41.9%	11.4	2人
35仮宿	106	96	▲ 9.4	36	35	▲ 2.8	37.7%	43.8%	6.1	
36古城	30	27	▲ 10.0	10	10	0.0	50.0%	55.6%	5.6	
37米山	24	15	▲ 37.5	12	10	▲ 16.7	62.5%	93.3%	30.8	
38真木	212	171	▲ 19.3	94	86	▲ 8.5	47.2%	52.0%	4.8	2人
39御願所	99	89	▲ 10.1	34	33	▲ 2.9	39.4%	49.4%	10.0	
40上中	226	202	▲ 10.6	68	73	7.4	33.2%	38.6%	5.4	2人
41下中	268	237	▲ 11.6	86	80	▲ 7.0	27.6%	31.2%	3.6	
42片俣	160	141	▲ 11.9	55	55	0.0	39.4%	43.3%	3.9	2人
43小林	192	182	▲ 5.2	65	70	7.7	37.0%	44.5%	7.5	
44今村	141	147	4.3	49	52	6.1	39.7%	42.9%	3.2	1人
45杉下	211	222	5.2	74	78	5.4	30.8%	32.0%	1.2	1人
46杉上	231	200	▲ 13.4	84	79	▲ 6.0	43.7%	40.0%	▲ 3.7	1人
47上の原	214	224	4.7	82	95	15.9	18.7%	18.3%	▲ 0.4	1人

小地域福祉活動 推進・実践地区	ふれあい サロン	介護予防型 ミニデイ	通いの場	自主防災組織
				○
				○
○ H24 年度～	○		○	○
				○
		○		○
		○		
	○	○		○
		○		
○ H15 年度～		○		
				○
○ H18 年度～				○
	○	○	○	○
		○		○
		○		○
			○	○
○ H30 年度～				○
				○
		○		
	○			○
				○
				○
○ H16 年度～	○			○
		○		
		○		
○ H22 年度～		○	○	○
			○	○
				○
	○		○	
				○
		○		
○ R1 年度～		○		○
		○		○
		○		

行政区番号	人口			世帯数			高齢化率			地域福祉
地区名	H26年度	R元年度	増減率(%)	H26年度	R元年度	増減率(%)	H26年度	R元年度	増減率(%)	推進委員
48 源場	348	343	▲ 1.4	155	166	7.1	25.6%	27.1%	1.5	
49 護東	43	33	▲ 23.3	18	17	▲ 5.6	41.9%	33.3%	▲ 8.6	
組外	599	844	40.9	337	418	24.0	8.7%	11.5%	2.8	
51 つつじ台	921	853	▲ 7.4	363	380	4.7	13.9%	19.0%	5.1	1人
52 桜丘	493	524	6.3	188	201	6.9	22.9%	26.1%	3.2	1人
57 大津東	1587	1549	▲ 2.4	652	664	1.8	23.8%	32.7%	8.9	2人
61 立石	354	348	▲ 1.7	171	169	▲ 1.2	30.5%	38.2%	7.7	2人
62 後迫	796	920	15.6	306	321	4.9	20.9%	19.8%	▲ 1.1	2人
63 上鶴	939	960	2.2	388	422	8.8	22.4%	24.1%	1.7	
64 上鶴南	507	490	▲ 3.4	217	198	▲ 8.8	25.8%	25.9%	0.1	3人
65 上大津	698	737	5.6	301	327	8.6	19.5%	20.6%	1.1	2人
84 楽善	795	1010	27.0	293	368	25.6	17.5%	16.8%	▲ 0.7	1人
85 日吉ヶ丘	522	490	▲ 6.1	194	205	5.7	12.8%	20.6%	7.8	2人
67 西嶽	249	330	32.5	114	131	14.9	27.3%	23.9%	▲ 3.4	
68 水源町西窪	193	190	▲ 1.6	91	90	▲ 1.1	27.5%	31.1%	3.6	
69 松古閑塘町	257	219	▲ 14.8	99	94	▲ 5.1	37.5%	38.8%	1.3	
70 中央	416	372	▲ 10.6	174	161	▲ 7.5	22.8%	24.5%	1.7	
71 中学通り	684	843	23.2	271	335	23.6	13.5%	15.3%	1.8	
72 駅通	452	469	3.8	244	244	0.0	21.5%	22.0%	0.5	
73 室東	960	1085	13.0	412	484	17.5	16.0%	17.1%	1.1	
74 室北	1246	1394	11.9	493	546	10.8	16.9%	16.4%	▲ 0.5	
75 室西	1206	1222	1.3	515	592	15.0	18.2%	22.1%	3.9	
76 北出口	365	618	69.3	175	226	29.1	13.4%	12.1%	▲ 1.3	2人
77 あけぼの	1121	852	▲ 24.0	393	332	▲ 15.5	7.9%	14.2%	6.3	1人
78 灰塚	254	247	▲ 2.8	74	85	14.9	33.1%	36.0%	2.9	2人
79 新	1641	1762	7.4	642	731	13.9	10.9%	14.1%	3.2	2人
80 引水	1334	1288	▲ 3.4	504	493	▲ 2.2	17.2%	22.7%	5.5	2人
81 高尾野	444	473	6.5	181	204	12.7	25.0%	27.1%	2.1	
82 新小屋	120	111	▲ 7.5	43	43	0.0	34.2%	32.4%	▲ 1.8	1人
83 引水東	1852	2287	23.5	730	842	15.3	5.3%	7.9%	2.6	2人
86美咲野一丁目	907	922	1.7	246	256	4.1	3.7%	5.1%	1.4	1人
86美咲野二丁目	656	652	▲ 0.6	197	198	0.5	7.0%	8.4%	1.4	1人
86美咲野三丁目	1349	1437	6.5	381	413	8.4	3.2%	5.6%	2.4	1人
86美咲野四丁目	665	791	18.9	189	201	6.3	0.9%	0.9%	▲ 0.0	1人
合計	32,981	34,092	3.4	12,625	13,430	6.4	-	-	-	66人

小地域福祉活動 推進・実践地区	ふれあい サロン	介護予防型 ミニデイ	通いの場	自主防災組織
○ H17 年度～	○			
○ H17 年度～			○	○
○ H17 年度～			○	○
○ H17 年度～		○	○	○
	○	○	○	○
				○
				○
		○		○
○ H16 年度～		○	○	
○ H19 年度～		○		○
		○		
○ H21 年度～				○
○ H25 年度～		○		
				○
○ H20 年度～	○			○
○ H18 年度～	○		○	
				○
	○		○	
○ H18 年度～		○		
				○
				○
		○		
				○
				○
				○
				○

大津町地域福祉計画策定委員会 委員名簿

第3期：令和元年7月31日～令和4年6月30日

No.	氏 名	役 職	所 属	選出区分	備考
1	石橋 敏郎	教授	熊本大学	学識経験者 (学識経験者)	
2	吉永 敏明	会長	区長会	住民組織代表 (住民の代表者)	
3	三宮 美香	委員	町議会 文教厚生常任委員会	議員代表 (住民の代表者)	
4	吉田 和信	会長	民生委員児童委員協議会	地域福祉推進団体関係 (福祉関係団体の代表者)	副委員長
5	備海 伸隆	園長	児童福祉施設代表 (杉水保育園)	児童福祉施設代表 (福祉関係団体の代表者)	
6	田尻 陽介	管理者	小規模多機能型居宅介護支援事業所 (おおづセンターホーム)	介護保険事業所代表 (福祉関係団体の代表者)	
7	松田 健	統括施設長	障がい者施設代表 (三気の里)	障がい者施設代表 (福祉関係団体の代表者)	
8	城 洋子	代表	ケアマネクラブ代表 (ケアマネクラブおおづ)	高齢者支援者代表 (福祉関係団体の代表者)	
9	江口 竜一	理事長	NPO こどもサポート・みんなのおうち	児童福祉関係 (福祉関係団体の代表者)	委員長
10	宮崎 恭一	会長	身体障害者福祉会	心身障がい児者福祉関係 (福祉関係団体の代表者)	
11	岡田 磯雄	会長	老人クラブ連合会	高齢者福祉関係 (福祉関係団体の代表者)	
12	中尾 仁	事務局長	シルバー人材センター	福祉関連民間事業者 (福祉関係団体の代表者)	
13	千田 哲夫	会長	ボランティア連絡協議会	福祉関連民間事業者 (福祉関係団体の代表者)	
14	斎藤 陽子	マネージャー	NPO 法人クラブおおづ	健康関連民間事業者 (福祉関係団体の代表者)	
15	石原 正貴	保護司	保護司会	更生保護団体代表 (福祉関係団体の代表者)	
16	玉永 多水子	地域福祉 推進委員	地域福祉推進委員経験者	地域福祉経験者 (住民の代表者)	
17	平山 三博	課長	熊本県県北広域本部福祉課	熊本県県北広域本部 (行政)	
18	藤本 聖二	部長	総務部	大津町 (行政)	
19	市原 紀幸	部長	教育委員会 教育部	大津町 (行政)	
20	豊住 浩行	部長	住民福祉部	大津町 (行政)	事務局兼
21	尾田 一広	事務局長	社会福祉協議会	地域福祉推進団体関係 (福祉関係団体の代表)	事務局兼

表紙イラスト：中村里美さん（町内在住）

第3期 大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画

共に支え合う地域コミュニティづくり

～大津モデルの実現～

令和2年3月

策定 大津町・大津町社会福祉協議会
